

# 大仙市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～32 年度)



(平成 28 年 8 月一部改訂)

秋 田 県 大 仙 市

# 目 次

第1章 基本的な事項	5
1 大仙市の概況	5
（1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
（2）過疎の状況	7
（3）社会経済的発展の方向の概要	8
2 人口及び産業の推移と動向	9
（1）人口の推移と今後の見通し	9
（2）産業の構造	11
（3）産業別の現況と今後の動向	12
3 行財政の状況	14
（1）行政の状況	14
（2）財政の状況	14
（3）施設整備水準等の現況と動向	15
4 地域の自立促進の基本方針	17
（1）将来都市像	17
（2）自立促進に向けた重点的な取り組み	18
5 計画期間	19
第2章 産業の振興	20
（1）産業振興の方針	20
（2）農林水産業の振興	20
（3）地場産業の振興	20
（4）企業の誘致対策	21
（5）起業の促進	21
（6）商業の振興	21
（7）観光又はレクリエーション	21
1 現況と問題点	22
（1）農林水産業の振興	22
（2）地場産業の振興	24
（3）企業の誘致対策	25
（4）起業の促進	25
（5）商業の振興	26
（6）観光又はレクリエーション	26
2 その対策	27
（1）農林水産業の振興	27
（2）地場産業の振興	28
（3）企業の誘致対策	28
（4）起業の促進	28

(5) 商業の振興	28
(6) 観光又はレクリエーション	29
3 計画	30
第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	39
(1) 交通通信体系の整備の方針	39
(2) 市町村道の整備	39
(3) 農道、林道の整備	39
(4) 交通確保対策	39
(5) 電気通信施設の整備	40
(6) 情報化の推進	40
(7) 地域間交流の促進	40
1 現況と問題点	41
(1) 市町村道の整備	41
(2) 農道、林道の整備	41
(3) 交通確保対策	41
(4) 電気通信施設の整備	42
(5) 情報化の推進	42
(6) 地域間交流の促進	42
2 その対策	43
(1) 市町村道の整備	43
(2) 農道、林道の整備	43
(3) 交通確保対策	43
(4) 電気通信施設の整備	44
(5) 情報化の推進	44
(6) 地域間交流の促進	45
3 計画	46
第4章 生活環境の整備	56
(1) 生活環境の整備の方針	56
(2) 簡易水道、下水処理施設等の整備	56
(3) 消防・救急施設の整備	56
(4) その他生活環境等の整備	57
1 現況と問題点	57
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備	57
(2) 消防・救急施設の整備	58
(3) その他生活環境等の整備	58
2 その対策	59
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備	60
(2) 消防・救急施設の整備	60
(3) その他生活環境等の整備	60
3 計画	63

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	68
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	68
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	68
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	69
1 現況と問題点	69
(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	69
(2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	70
2 その対策	71
(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	71
(2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	71
3 計 画	73
第6章 医療の確保	77
(1) 医療の確保の方針	77
(2) 無医地区対策	77
(3) その他の医療の確保対策	77
1 現況と問題点	77
(1) 無医地区対策	77
(2) その他の医療の確保対策	77
2 その対策	78
(1) 無医地区対策	78
(2) その他の医療の確保対策	78
3 計 画	79
第7章 教育の振興	81
(1) 教育の振興の方針	81
(2) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	81
(3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	81
1 現況と問題点	82
(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	82
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	83
2 その対策	84
(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	84
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	85
3 計 画	86
第8章 地域文化の振興等	92
(1) 地域文化の振興等の方針	92
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	92
1 現況と問題点	92
(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	92
2 その対策	93

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等 .....	93
3 計 画 .....	94
第9章 集落の整備 .....	95
(1) 集落整備の方針 .....	95
1 現況と問題点 .....	95
2 その対策 .....	96
3 計 画 .....	97
第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項 .....	98
(1) その他地域の自立促進に関し必要な方針 .....	98
1 現況と問題点 .....	98
2 その対策 .....	98
3 計 画 .....	99
事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分 .....	100

この大仙市過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）第 6 条の規定に基づき、秋田県過疎地域自立促進方針との整合性に配慮しつつ定めるものである。

## 第 1 章 基本的な事項

### 1 大仙市の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ① 自然的条件

本市は北緯 39 度 27 分、東経 140 度 29 分で秋田県のほぼ中央に位置し、東は岩手県、西は秋田市、由利本荘市、南は横手市、美郷町、北は仙北市とそれぞれ接している。東方に奥羽山脈、西方に出羽（笹森）丘陵が縦走しており、その間を南から北に流れる雄物川とその支流で東から西に流れる玉川を軸として、広大な仙北平野が形成され県内有数の穀倉地帯となっている。

面積は 866.77 平方キロメートルで、東西約 44 キロメートル、南北約 40 キロメートルにわたり広がっており、平成 26 年度における土地利用の内訳は、山林 31.2 %、田畑 24.4%、宅地 2.9%、その他 41.5%となっている。

本市の気候は、冬期は日本海沿岸に比べ気温が低く、夏期は比較的高温多湿となる典型的な内陸型気候となっている。積雪は最深値 211 センチメートル（平成 25 年 2 月：大曲地域）を記録するなど、豪雪地帯（一部特別豪雪地帯）に属している。

##### ② 歴史的条件

本市は雄物川や玉川等の舟運が発達し、各地域には港や船着場が形成され、広大な仙北平野を背景に、米を中心とした農産物の運搬等が行われてきた。特に、大曲地域の角間川地区や中仙地域の長野地区は、大型船の積荷の積み替え地として大きく発展してきたところである。

また、江戸時代に入ると街道整備が進められ、羽州街道や繫街道、角館街道、刈和野街道等が整備され、宿駅としても発展し、街道の結節点などには本陣、郡役所等が置かれたほか、良質な米と水を大量に確保できたことから、各地には造り酒屋が多く存在していた。

その後、鉄道の開通により港町は衰退し、駅を中心として都市化が進展し、特に大曲地域は国や県の施設、商業施設の集積など、仙北地方の中心地として発展してきた。また、昭和 30 年代以降は、豊かな労働力を背景に企業を誘致し農工一体の発展を遂げてきたところである。

しかし、過疎化や少子高齢化の進展、急激な社会経済情勢の変化、さらには地方分権への対応など、多様化・高度化する行政需要に対応するため、さらなる合併によってそのスケールメリットを活かし、自治体として基盤強化を図る必要性が高まり、平成 17 年 3 月 22 日に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町の 8 市町村が合併、「大仙市」として誕生してから 10 年が経過している。

### ③ 社会的条件

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道 13 号、東西方向の主軸である国道 46 号、105 号により骨格が形成されている。秋田自動車道には大曲・西仙北・協和の各インターチェンジが設置されているほか、国道 13 号が大曲・仙北・神岡・西仙北・協和を南北に、国道 105 号が中仙、大曲、南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

また、本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道 13 号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備などにより安全で快適な広域的道路網の構築が進んでいる。

本市の鉄道は、秋田新幹線、田沢湖線、奥羽本線があり大曲駅がターミナル駅となっているが、駅乗降客数は年々減少している。

路線バスについては、大曲バスターミナル及び羽後交通(株)境営業所（協和地域）を中心としてネットワークが形成されているが、利用者が減少傾向にあり路線の廃止や減便が続いている。

### ④ 経済的条件

本市の就業構造は、昭和の中・後期までは就業人口、生産額ともに、農業を主体に第 1 次産業が大半を占め、第 3 次産業、第 2 次産業の順であったが、経済社会の変動により産業構造は大きく変化し、平成に入ると、第 1 次産業が減少する一方、小売業・サービス業等の第 3 次産業が増加している。

このように就業構造が変化している要因としては、昭和の高度成長に伴う工業の発達による労働力需要の増加、企業誘致による就業機会の増加、さらには農業の近代化によって生じた余剰労働力の他産業への移行や高齢化社会の進展等があげられる。

平成 24 年度の市町村民経済計算推計によると、総生産所得総額は 2,597 億 1 千 7 百万円で、産業別では第 1 次産業 155 億 5 千 6 百万円（構成比 6.0%）、第 2 次産業 409 億 6 千 1 百万円（構成比 15.8%）、第 3 次産業 2,032 億円（構成比 78.2%）となっている。

表 1-1 総生産所得額の推移

（単位：百万円、%）

年度	総額	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
平成 7 年度	249,233	21,460	8.6	83,479	33.5	144,294	57.9
平成 12 年度	253,713	14,778	5.8	76,564	30.2	162,371	64.0
平成 17 年度	288,686	13,680	4.7	65,817	22.8	209,189	72.5
平成 22 年度	262,797	12,166	4.6	47,718	18.2	202,913	77.2
平成 23 年度	257,400	14,325	5.6	39,926	15.5	203,149	78.9
平成 24 年度	259,717	15,556	6.0	40,961	15.8	203,200	78.2

（市町村民経済計算推計）

## (2) 過疎の状況

### ① 人口等の動向

平成 22 年国勢調査における本市の総人口は 88,301 人で、昭和 30 年の 123,158 人をピークに減少を続け、この 55 年間の減少数は 34,857 人で、減少率は 28.3%となっている。

昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて、高度経済成長下における都市部への人口流出が続いたが、企業誘致などによる雇用対策や定住対策等により人口減少に歯止めがかかった時期もあった。しかし、近年は若年層等の人口流出とともに出生率の低下による人口の減少が続き、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少し、逆に老年人口の割合は急激な伸びとなっており、この傾向は今後も続くことが予想され、地域活力の衰退を防ぐための多くの解決すべき課題を抱えている。

表 1-2 地域別人口と世帯数の推移

(単位:人、世帯)

地域名	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
大曲	41,119	41,090	39,900	40,581	41,545	40,429	39,922	39,615	37,863	36,561
神岡	7,963	7,642	7,399	6,732	6,498	6,438	6,346	6,209	5,824	5,529
西仙北	16,455	15,952	14,799	13,099	12,440	12,140	11,554	10,897	10,201	9,389
中仙	15,578	15,175	14,071	12,913	12,930	12,745	12,177	11,870	11,279	10,645
協和	14,802	14,098	12,535	10,325	10,348	10,013	9,615	9,307	8,710	7,785
南外	7,373	7,037	6,373	5,299	5,248	5,136	4,990	4,721	4,396	3,993
仙北	9,860	9,559	8,791	8,190	8,452	8,357	8,122	7,905	7,791	7,477
太田	10,008	9,813	9,025	8,305	8,465	8,306	8,153	7,802	7,288	6,922
人口計	123,158	120,366	112,893	105,444	105,926	103,564	100,879	98,326	93,352	88,301
世帯数	21,263	22,356	23,900	25,657	26,731	27,144	27,702	28,623	28,381	28,354

(国勢調査)

### ② これまでの対策

本市は、平成 17 年 3 月 22 日に 8 市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併前に過疎地域であった西仙北町、協和町、南外村では過疎法による計画に基づき、産業の振興をはじめ交通網や生活環境の整備、教育・文化施設等の整備を中心に、地域活性化を図るための諸施策を推進してきた。加えて、高齢者支援や定住促進、企業誘致による雇用確保等の過疎対策を図ってきた。

また、非過疎地域を含む合併前の各市町村では、それぞれのまちづくり計画や総合発展計画・振興計画等により、長期展望のもとにその時代に即応した計画をそれぞれ推進し、明るく豊かなまちづくりを目標とした地域の活性化に努めてきており、自主財源に乏しく、依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政状況の中で、特に、生活道路をはじめとする交通体系の整備、教育・文化施設の整備、老人福祉施設等の建設による福祉の充実、上下水道の整備等による生活環境の充実等を図ってきたところである。

合併後の本市においては、みなし過疎地域指定と同時に平成 17 年度から 21 年度及び平成 22 年度から 27 年度までの「過疎地域自立促進計画」を 2 度にわたり策定



し、生産機能の向上による農業の振興をはじめ生活環境の整備、福祉施策の充実等により、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に努めてきたところである。

### ③ 現在の課題

本市では、転出数が転入数を上回る「社会減」に加え、死亡数が出生数を上回るという「自然減」による著しい人口減少が起こっており、さらに、集落の連帯意識が薄れてきているなど、集落機能の存続が危ぶまれ、集落・地域での活性化対策が喫緊の課題となっている。

また、少子・高齢化と若年層の減少が地域経済の発展に影響を与え、農林商工業の衰退につながる恐れがあることから、少子化対策や若年層等の定住促進対策も課題である。

本市の主要産業である農業は、経営農用地面積が少ないことに起因して経済的規模が年々縮小する傾向にある。稲作単一経営を主体とする農家が多く、米消費量の減少、米価の低迷、産地間競争の激化、さらには生産調整など農業情勢が厳しさを増す中で、後継者不足による農業従事者の高齢化が進んでいる。こうしたことから、若年層にとって魅力ある農業の確立を急ぎ、新たな経営安定対策に応じた担い手の確保を図る必要にも迫られている。

交通通信体系の整備により秋田市・横手市等への通勤者が増加したことから、国道13号の四車線化、国道46号の高規格化道路整備をはじめ、狭隘な市道の改良等による冬期間の交通安全確保等が課題となっている。

### ④ 今後の見通し

これまで、生活環境整備をはじめ企業誘致などの諸施策を積極的に進めてきた結果、昭和50年代は人口の減少に歯止めがかかっていたが、昭和60年代以降は再び出生数の低下による人口減少が起きており、この傾向は今後も続くものと思われる。

今後は、若年層の流出、出生数の低下、高齢者の増加という構造的な問題を踏まえ、激変する社会情勢や高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応しながら、前述した課題の解決に向けて、ハード・ソフト両面から「第2次大仙市総合計画」を基本に、限られた財源の効率的運用に努めつつ、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図っていかなければならない。

## (3) 社会経済的発展の方向の概要

産業経済の発展は、住民生活の豊かさを実現するうえで欠かすことのできない条件である。

平成3年には秋田自動車道大曲・協和インターチェンジ、平成14年には西仙北インターチェンジ（平成23年からはスマートインターチェンジ）、平成5年には国道13号大曲バイパス及び刈和野バイパスがそれぞれ開通し、平成24年には神宮寺バイパスが全線開通となったほか、平成18年の大曲西道路（地域高規格道路本荘大曲道路の一部）の開通、その他主要地方道の国道昇格やバイパス化、広域農道の開通、さらには秋田新幹線の開通など広域的・高速的交通網が整備され、県内はもとより仙台圏・首都圏等への時間短縮により、経済・文化の交流を通じた地域の活性化と産業経済の発

展が期待できる。

こうした交通の利点と豊富な自然環境を活かし、市内の宿泊施設等を活用した農業体験など滞留型観光施策の展開による誘客を図るとともに、本市の主要産業である農林業及び商工業を育成・支援しながら、全国平均に比べ低い本市の所得水準向上に向けた各種産業の振興、社会資本の整備を推進する。

また、秋田市、横手市、仙北市の三方向に通勤可能なことから国道 13 号の四車線化、国道 46 号の高規格化を推進し、本市の担い手である若年層の定住化対策及び雇用対策を最優先するとともに、併せて少子化・高齢者対策に配慮しながら地域の維持・活性化を図っていくものとする。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口の推移と今後の見通し

#### ① 人口の増減

本市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 88,301 人（国勢調査）である。昭和 35 年に 120,366 人（国勢調査）であった本市の人口は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて、高度経済成長下における都市部への流出と出生率低下に伴う自然減などにより減少が続き、昭和 35 年から平成 22 年までの 50 年間で 32,065 人、率にして 26.6%の減少となっている。

昭和 35 年から 5 年ごとの減少率を見ると、昭和 40 年 6.2%、昭和 45 年 4.0%、昭和 50 年 2.7%と減少し、昭和 55 年には初めて 0.9%（984 人）増加したが、その後、昭和 60 年 0.5%減、平成 2 年 2.2%減、平成 7 年 2.6%減、平成 12 年 2.5%減、平成 17 年 5.1%減、平成 22 年 5.4%減と再び減少を続けている。

昭和 60 年前後は減少率が鈍化したものの、近年は、若年層等の流出とそれに伴う出生率の低下が人口減少の大きな要因となっており、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 32 年には本市人口は 77,000 人ほどと推計される。

#### ② 人口の構成

昭和 35 年から平成 22 年までの年齢別人口及び構成比を見てみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、40,552 人（33.7%）から 9,743 人（11.0%）に激減し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、74,299 人（61.7%）から 50,632 人（57.3%）に減少しているが、構成比はほぼ横ばいであり、65 歳以上の老年人口は、5,515 人（4.6%）から 27,919 人（31.6%）に急増している。また、15 歳から 29 歳までの若年者人口は、29,736 人（24.7%）から 10,163 人（11.5%）に減少している。

こうした傾向は、出生率の低下、高齢者比率の上昇とも相まって、このまま推移するものと懸念される。

若年層を中心とした定住化対策や雇用対策、生活環境整備などの積極的な推進により、若年者人口は今後、微減で推移するものと思われるが、高齢者比率についてはさらに増加すると予想される。

表1-3 (1) 人口の推移

(単位:人、%)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	120,366	112,893	△ 6.2	108,374	△ 4.0	105,444	△ 2.7	106,428	0.9
0 歳～1 4 歳	40,552	32,381	△20.1	25,454	△21.4	21,899	△14.0	20,887	△ 4.6
1 5 歳～6 4 歳	74,299	73,838	△ 0.6	74,545	0.9	73,377	△ 1.6	73,322	△ 0.1
うち15歳～29歳(a)	29,736	25,894	△12.9	24,856	△ 4.0	23,117	△ 7.0	21,044	△ 9.0
6 5 歳以上(b)	5,515	6,674	21.0	8,375	25.5	10,168	21.4	12,219	20.2
(a)／総数 若年者比率	24.7	22.9	—	22.9	—	21.9	—	19.8	—
(b)／総数 高齢者比率	4.6	5.9	—	7.7	—	9.6	—	11.5	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	105,926	△ 0.5	103,564	△ 2.2	100,879	△ 2.6	98,326	△ 2.5	93,352	△ 5.1
0 歳～1 4 歳	20,281	△ 2.9	18,120	△10.7	15,413	△14.9	13,225	△14.2	11,234	△15.1
1 5 歳～6 4 歳	71,126	△ 3.0	67,987	△ 4.4	63,972	△ 5.9	59,726	△ 6.6	54,479	△ 8.8
うち15歳～29歳(a)	17,010	△19.2	15,015	△11.7	14,547	△ 3.1	14,312	△ 1.6	12,329	△13.9
6 5 歳以上(b)	14,519	18.8	17,457	20.2	21,494	23.1	25,375	18.1	27,639	8.9
(a)／総数 若年者比率	16.1	—	14.5	—	14.4	—	14.6	—	13.2	—
(b)／総数 高齢者比率	13.7	—	16.9	—	21.3	—	25.8	—	29.6	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	88,301	△ 5.4
0 歳～1 4 歳	9,743	△13.3
1 5 歳～6 4 歳	50,632	△ 7.1
うち15歳～29歳(a)	10,163	△17.6
6 5 歳以上(b)	27,919	1.0
(a)／総数 若年者比率	11.5	—
(b)／総数 高齢者比率	31.6	—

(国勢調査)

表1-3 (2) 人口の推移

(単位:人)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	100,021	—	96,059	—	△4.0%	91,308	—	△4.9%
男	48,049	48.0%	45,659	47.5%	△5.0%	43,071	47.2%	△5.7%
女	51,972	52.0%	50,400	52.5%	△3.0%	48,237	52.8%	△4.3%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	87,004	—	△4.7%	85,830	—	△1.3%
男 (外国人住民除く)	40,837	46.9%	△5.2%	40,263	46.9%	△1.4%
女 (外国人住民除く)	46,167	53.1%	△4.3%	45,567	53.1%	△1.3%
参考						
男 (外国人住民)	50	21.3%	—	52	22.5%	0.04%
女 (外国人住民)	185	78.7%	—	179	77.5%	△0.03%

(住民基本台帳)

## (2) 産業の構造

本市の就業人口は、総人口と同様に昭和35年57,386人から平成22年42,349人と、過去50年間で15,037人、率にして26.2%減少している。

産業別就業人口におけるこの30年間の推移を見ると、全産業に対して昭和55年に20,146人、36.1%を占めていた第1次産業の就業人口は、平成22年には、6,142人、14.5%、実数では14,004人と大幅な減少となっている。

一方、第2次産業の就業人口は、昭和55年の12,402人、22.3%から、平成22年には11,226人、26.5%、第3次産業の就業人口は、昭和55年の23,192人、41.6%から、平成22年には24,981人、59.0%と、本市の就業構造に大きな変化をもたらしている。

このような就業構造の傾向は、第1次産業部門である農林業の近代化等により今後も続くものと思われる。こうした要因により流出した就業者は、誘致企業への地元就労を含め秋田市、横手市などへの通勤が可能なことから、所得水準の高い第2次、第3次産業へと移行している。これは平成22年度の総生産額に対する比率が、第1次産業が4.6%、第2次産業が18.2%、第3次産業が77.2%と第2次・第3次産業で全体の95%強を占めていることにも表れている。

表 1 - 4 産業別人口の動向

(単位:人、%)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	57,386	5.4	56,686	△ 1.2	59,102	4.3	55,985	△ 5.3	55,740	△ 0.4
第1次産業 就業人口比率	63.2	—	62.6	—	57.4	—	48.1	—	36.1	—
第2次産業 就業人口比率	9.2	—	9.7	—	11.4	—	15.7	—	22.3	—
第3次産業 就業人口比率	27.6	—	27.7	—	31.2	—	36.2	—	41.6	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	54,745	△ 1.8	54,146	△ 1.1	51,991	△ 4.0	50,115	△ 3.6	46,698	△ 6.8
第1次産業 就業人口比率	33.2	—	25.5	—	19.7	—	15.4	—	16.0	—
第2次産業 就業人口比率	24.8	—	31.1	—	32.6	—	32.7	—	28.5	—
第3次産業 就業人口比率	42.0	—	43.4	—	47.7	—	51.9	—	55.5	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	42,349	△ 9.3
第1次産業 就業人口比率	14.5	—
第2次産業 就業人口比率	26.5	—
第3次産業 就業人口比率	59.0	—

(国勢調査)

## (3) 産業別の現況と今後の動向

## ① 第1次産業

平成12年から平成22年までの10年間で、第1次産業の基幹である農業を営む販売農家数は、9,524戸から6,333戸と3,191戸減少している。また、専業・兼業別では、専業農家が700戸から290戸増加し990戸となっているものの、第1種兼業農家が1,896戸から1,179戸に717戸、第2種兼業農家が6,928戸から4,164戸に2,764戸と、それぞれ大幅に減少している。農業就業人口については、10年間に12,780人から9,460人と3,320人減少しており、経営耕地

面積についても 18,791 ヘクタールから 14,605 ヘクタールと 4,186 ヘクタール減少している。

また、市町村民経済計算推計による平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の第 1 次産業の総生産額については、147 億 7 千 8 百万円から 121 億 6 千 6 百万円、17.7 %の減少となっている。

昨今の農林業事情については、農業・林業とも米価・木材価格の低迷による従事者の減少や後継者の兼業化、就業者の高齢化や後継者不足などが進む厳しい状況の中で、効率的農林業生産を維持・発展させる必要が一層求められてくるものと思われる。

## ② 第 2 次産業

第 2 次産業における平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の就業者数は、長引く景気の低迷を反映し、16,405 人から 11,226 人と 5,179 人減少している。また、工業統計調査による平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間における事業所数も、328 事業所から 212 事業所に激減している。

また、市町村民経済計算推計による平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の第 2 次産業の総生産額については、765 億 6 千 4 百万円から 477 億 1 千 8 百万円と 288 億 4 千 6 百万円の大幅な減少となっている。

平成 20 年秋のアメリカの金融危機に端を発する世界同時不況により、我が国の景気が一気に後退し、企業業績の悪化などから雇い止めや解雇が増加するなど、地方経済においては、これまでの景気低迷に加えさらに混迷を極めている。最近、雇用環境に若干、改善の兆しが見受けられるが、依然として厳しい状況に変わりはなく、引き続き国内外の経済動向を注視しながら、企業の育成を図っていく必要がある。

## ③ 第 3 次産業

第 3 次産業における平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の就業者数は、26,000 人から 24,856 人と 1,144 人、4.4%の減少となっている。

また、市町村民経済計算推計による平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の総生産額は、2,066 億 6 千万円から 2,029 億 1 千 3 百万円と 37 億 4 千 7 百万円、1.8%の減となっている。

第 3 次産業については、個人所得の低迷などによる消費支出の動向に大きく影響されるものであり、今後の景気の動向を十分注視していく必要がある。また、近年においては市街地近郊への大規模小売店舗の進出が相次ぎ、中心市街地区域をはじめ、市内全域において個人経営の店舗売り上げが低迷している現状を十分踏まえ、互いが共存していくための抜本的な対策が急がれている。

### 3 行財政の状況

#### (1) 行政の状況

本市は、平成 17 年 3 月に地方分権の確かな受け皿となること目指し、財政の基盤強化や生活の実態に即した行政運営を図るための手段として、市町村合併を選び隣接する 8 市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併当初の行政組織は 1 本庁 8 総合支所であったが、その後の見直しなどにより、現在は 1 本庁 7 支所で組織されている。

合併から 10 年間、住民との協働による地域づくりを標ぼうし、地域自治区ごとに設置した地域協議会や市長面会日などを通じて地域の声が行政に届く仕組みの確立に努めるとともに、地域振興事業（地域枠予算）の創設などにより住民と一体となったまちづくりに取り組んできた。また、平成 18 年 3 月には、市政運営の基本となる総合計画を策定し、将来都市像に掲げた「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現に向けた施策や事業を進めている。

また、行政運営の効率化と円滑化を図るため、行政改革大綱に基づき、行政組織の簡素化をはじめ、指定管理者制度の導入による公的施設の民間委託等の推進、第三セクターの見直し、保育園・幼稚園・老人保健施設・特別養護老人ホームの法人化等を進めてきている。しかし、普通交付税は合併特例措置の段階的な縮減に入っていることから、本市の財政は厳しさを増している。このため長期的に自立が可能な行財政運営と行政サービスの向上に努めることとしている。

広域行政については、一部事務組合である大曲仙北広域市町村圏組合等への加入による近隣市町との連携・協力のもと、消防・救急業務をはじめ介護保険、ごみ・し尿処理施設、斎場等広域的な取り組みが必要とされる行政サービスの安定的かつ効率的提供に努めている。

#### (2) 財政の状況

本市はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したものであり、合併後においても長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化や人口の減少を受け、自主財源の柱である市税収入の落ち込み等により、平成 27 年度当初予算における自主財源比率は、わずか 22.7%にとどまっている。

これに加え、急激な少子高齢化に伴う社会保障費やこれまでの各種事業の実施に伴う市債償還額の増大により、財政の硬直化が一層進んでおり、かつてない厳しい財政状況に置かれている。

また、市債の残高についても合併当初において、普通会計で 586 億円、全会計では 1,035 億円と既に膨大な額になっており、また、合併以降も地域住民の要望や地域間のバランスなどを考慮し、住民の一体感の醸成や地域の実情に応じた一定の社会資本整備を進めたことから、これらの事業実施に伴う市債発行により残高は増大傾向にある。

このようなことから、今後の財政運営に当たっては、少子高齢化や地方分権の推進など多様化する社会情勢に対応するため、徹底した行財政改革を実施し長期的視点に立った住民サービスの提供に努めていく。なお、過疎対策については、真に必要な事業を取捨選択しポイントを絞って重点的に実施していく。

### (3) 施設整備水準等の現況と動向

主な公共施設の整備水準は「表 1 - 6 主要公共施設等の整備状況」のとおりであるが、本市では集落が散在していることなどから、生活道路等については整備が遅れている地域が多い。

このため、市の総合計画では、主要産業である農業振興のための整備をはじめ、道路や上下水道など生活環境の整備や地域間の交流人口増加のための施設整備等を重点としてきたところであり、第 2 次総合計画においても必要な整備を進める。



表 1 - 5 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	51,695,149	50,594,818	51,872,667	54,631,797
一般財源	33,858,110	30,247,900	30,964,962	31,270,377
国庫支出金	3,972,665	5,060,201	8,466,596	9,257,517
都道府県支出金	2,628,044	2,472,325	2,592,966	3,917,220
地方債	4,291,100	6,612,800	5,660,472	6,041,858
うち過疎債	647,700	986,200	504,500	477,100
その他	6,945,230	6,177,992	4,187,671	4,144,825
歳出総額 B	49,511,177	49,170,337	50,893,836	53,720,035
義務的経費	18,224,353	20,082,302	20,530,804	19,559,940
投資的経費	11,577,343	7,980,276	8,784,195	11,139,590
うち普通建設事業費	11,259,483	7,940,768	8,603,279	10,961,372
その他	18,903,815	19,869,848	21,578,837	23,020,505
過疎対策事業費	805,666	1,237,911	731,670	649,550
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,183,972	1,424,481	978,831	911,762
翌年度へ繰越すべき財源 D	388,810	470,563	186,534	65,518
実質収支 C - D	1,795,162	953,918	792,297	846,244
財政力指数	0.282	0.326	0.35	0.33
公債費負担比率	15.6 %	18.2 %	19.4%	18.6%
実質公債費比率	—	—	18.8%	17.6%
起債制限比率	9.2 %	10.5 %	—	—
経常収支比率	81.4 %	94.2 %	89.1%	88.0%
将来負担比率	—	—	168.1%	150.3%
地方債現在高	53,141,285	59,673,298	61,084,956	57,553,116

(地方財政状況調査)

表 1 - 6 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道 改良率 (%)	10.9	22.5	44.7	54.7	60.1	61.8
舗装率 (%)	1.2	18.1	38.6	47.3	51.7	52.4
農道延長 (m)	—	—	—	—	39,766	39,766
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	44.6	54.8	24.1	9.8	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	—	186,096	187,219
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	8.1	16.0	11.1	11.5	—	—
水道普及率 (%)	55.1	56.3	65.7	68.7	71.9	72.5
水洗化率 (%)	—	—	—	33.7	70.0	72.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	1.2	1.0	1.1	1.4	1.5	0.8

## 4 地域の自立促進の基本方針

本市は、平成17年3月に8市町村(大曲市・仙北郡の一部)の合併によって誕生した新市であるが、合併前に過疎法に基づく過疎地域指定を受けていた市町村は、西仙北町、協和町、南外村の3町村で、大曲市、神岡町、中仙町、仙北町、太田町は非過疎地域であった。

合併と同時に同法33条1項の規定により、本市全域がいわゆる「みなし過疎地域」の指定を受け、同法に基づく自立促進計画(平成17～21年度及び平成22～27年度)の策定により、この11年間、新市の基礎固めと併せ過疎対策を進めてきたところである。

これまでの過疎対策としては、農林業生産基盤整備をはじめとする産業の振興、生活道路等の交通体系の整備や情報通信基盤等の整備、上下水道、消防施設等の生活環境の充実、保育園や老人福祉施設等の整備による福祉環境の充実、教育・文化施設等の整備を中心に地域活性化を図るための事業を推進してきた。加えて、少子化対策や高齢者支援、定住促進や雇用確保等の諸施策を講じてきたところである。

しかし、合併によって自治体としての規模は大きくなったものの、人口減少や少子高齢化の進行により、地域社会の活力や生産機能等の低下は否めない現状にある。

今後ますます続くと予想される人口減少へ歯止めをかけ、地域の維持・活性化を図るためには、生産機能の向上による産業の振興、特に本市の主要産業である農業の活性化は重要なポイントとなる。また、生活環境の整備、少子化対策や高齢者等に対する保健・医療・福祉施策の充実などによって、住民がこの地域で暮らすことへの満足度を高めることも大事である。

加えて、地域主権改革の進展など時代潮流が大きく変化しつつある中、これまでの地域間格差の是正を図るハード事業依存体質から脱却し、自立を目指したソフト事業に転換していく意識改革も必要である。例えば、過疎対策などによって整備され遊休となっている施設や学校統廃合による廃校舎等を有効に活用し、住民、NPO、事業者等との協働の下、地域特性を活かした創意工夫によるソフト事業の取り組みなども推進していく必要がある。

こうした点を踏まえ、今後の地域の自立促進については、平成28年3月に策定の「大仙市第2次総合計画」における将来都市像の実現を基本方針として、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることとする。

### (1) 将来都市像

「大仙市第2次総合計画」は、本市の自然環境、田園との調和を図りながらも、魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造と、本市に住む人々、本市を訪れる人々のうらおいと賑わいが調和する夢のある都市の実現を目指すもので、将来都市像を「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」とし、「第1次大仙市総合計画」の将来都市像を引き継ぎ継承している。

なお、将来都市像の実現には、市民一人ひとりが手を取り合い、心をつなぎながら、希望にみちた大仙市の未来を創造していくことが重要であることから、サブタイトルとして「～ところをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～」を追加している。

また、目標将来像を実現するため、市民からの要望が高い施策、及びそれらの課題解決のためのキーワードに着目した上で、3つの基本理念として「生き生きと生活し働く

ことのできる活力と創造にみちたまち」、「ともに助け合い支え合う安全・安心のまち」、「豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまち」の3つの基本理念を設定している。

## 【大仙市の将来都市像】

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」

～こころをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～

### (2) 自立促進に向けた重点的な取り組み

人口減少や少子高齢化の進行を背景に、暮らしや雇用への不安が高まっており、地域の活力の低下が懸念させている。このような問題を解決し、将来都市像を実現するためには、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと働ける活力と創造にみちたまちづくりの推進、お互いを思いやり、助け合いそして支え合う安全・安心なまちづくりの推進、ふるさと大仙を大切に、誇りと愛着を持つ人材にあふれ、豊かな自然と生活基盤の調和が図られた、魅力と実用性に富んだまちづくりの推進を図ることとする。

#### ① 生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまちづくり

- ・ 市民が生き生きとした生活をするためには、産業の振興が重要であり、産業は、就業機会の創出や所得の向上をもたらす、地域の活力を生む源である。本市が有する地域資源等（地元の特産品、ものづくり技術、本市にゆかりのある人物など）を有機的に活用し、大仙市の独自性を活かしたオリジナリティあふれる産業振興を行うことで、創造的で魅力あふれるまちを目指す。
- ・ 市民が元気で健康的な生活を送るためには、心身ともに充実している必要がある。本市では、小さい子どもから高齢者まで、幅広い世代に対する各種保健・福祉施策やスポーツ振興を継続的に実施することによって、市民一人ひとりが活気と活力にみちた笑顔いっぱい、元気いっぱいのまちを目指す。

#### ② とともに助け合い支え合う安全・安心のまちづくり

- ・ 市民が生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、男女が「社会」・「家庭」・「地域」においても対等なパートナーとして互いに協力し、尊重し合うことが重要である。仕事や家庭、地域生活などにおいて、女性も男性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍し、ともに夢や希望を実現できる優しさにみちた安心感のあるまちを目指す。
- ・ 市民の安全・安心な生活を支えるためには、地域住民同士の支え合いが大切である。自然災害や犯罪などの脅威から身を守るためには、市民と行政、市民と市民との「つながり」・「ふれあい」・「協働」を基本とした共助体制を通じて、安全で安心なまちを目指す。

#### ③ 豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまちづくり

- ・ 個性豊かな魅力ある人材を育成するためには、様々な文化や歴史などに触れ、幅広く深い教養を身に付けることが重要である。市民一人ひとりが生涯にわたっ

て学習活動や交流活動に積極的に参加して見聞を広げるとともに、ふるさと大仙の歴史、文化、自然を大切にし、誇りと愛着を持ち続け、本市の発展に寄与できる魅力ある人材にみちたまちを目指す。

- ・ 魅力ある生活環境を整えるためには、四季折々に美しい表情を見せる豊かな自然と、市民に安全・安心で快適な暮らしを提供する生活基盤の整備との調和が必要である。市民一人ひとりの共有財産である豊かな自然を保全しつつ、市民のニーズに対応した都市整備を実施することによって、魅力と利便性に富んだ発展あるまちを目指す。

また、将来都市像である「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」を実現するための基本方針として、5つの施策の柱を掲げ各事業の推進を図る。

ア 魅力ある産業のまちを創ります！ ～産業振興・雇用など～

若者の地元志向を高めるための施策に努めるとともに、地域資源等を有機的に組み合わせることで、市の独自性を活かした魅力ある産業を推進する。

イ みんなの元気を応援します！ ～出会い・結婚・子育て、健康・福祉など～

医療環境の充実や市民の健康増進を図るとともに、若者の出会い・結婚・出産・子育てに関する施策を積極的に支援することで、市民の元気を推進する。

ウ 住みよいまちを築きます！ ～安全・安心、都市整備など～

人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに努めるとともに、犯罪や災害等に強く、豊かな自然環境に支えられた住みよいまちづくりを推進する。

エ 豊かな心と創造力を育みます！ ～教育、生涯学習、芸術・文化など～

生涯を通じて様々なことを学び、触れ合い、経験し、幅広く深い教養を身に付けることで、豊かな心と創造力あふれる人材の育成を推進する。

オ 時代に合った地域を創ります！

～地域社会の維持・活性化、市民との協働、行財政運営など～

本市への移住・定住の促進や、市外・県外の人材活用による新たな観点からの市民協働の取り組みを進めることで、時代に合った地域づくりを推進する。

## 5 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 第2章 産 業 の 振 興

### (1) 産業振興の方針

産業は、地域経済を支え就業機会と所得をもたらす地域活力の源であり、農林業、商工業を中心にその振興を図る。また、若者にとって魅力ある産業の創出を図り、併せて、住民の起業を応援するため、相談機能の強化や助成制度の広報などを進める。

生活文化の根源である農林業については、担い手の確保・育成や生産基盤の整備、農産品の振興等を図り、経営の安定と持続的発展に努める。また、本市の持つ豊かな地域資源や交通の利便性を活用し、観光についても振興を図り交流人口の増加を目指す。

工業や商業等の産業については、既存企業の経営支援や新たな企業の創業支援を行うとともに、雇用助成金制度により新たな求人を喚起し、雇用機会の拡大を図ること、高校生など若年者の労働力人口の流出を防止し、地域の自立促進を目指す。

### (2) 農林水産業の振興

農業については、県内有数の穀倉地帯であることから主要な産業として位置づけ、魅力とやりがいのあるものとなるよう「大仙市農業振興計画」を基にさらなる発展を目指す。

稲作については、関係団体と連携しながら安心・安全な売れる米づくりを推進するとともに、「新規就農者研修施設」・「大仙市集落営農・法人化支援センター」による、担い手の育成や経営体の組織化に努め、土地利用型作物の作付推進、収益性の高い野菜や花き、畜産など多様な農業経営が図られるよう推進する。

また、畜産については、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図る基本方針」に基づき、効率的な畜産経営の普及拡大に努めるため、転作田を利用した耕畜連携体系の確立と公共牧場の統合再編整備を行い夏山冬里方式の導入による労働力の軽減を図る。

林業については、「大仙市森林整備計画」等を基に、関係団体と連携しながら良質な秋田スギの育成や広葉樹林等の整備に努めるほか、林道や作業道を開設・整備し、保育や間伐等の森林施業に係るコストの低減を図り、収益性の向上等、効率的な林業生産体制の整備を目指す。また、森林・林業の現状と課題や住民の期待を踏まえ、環境や公益性を重視した森づくりを推進する。

内水面漁業については、河川及び湖沼の水産資源の維持増大を図り、資源を有効に活用するため、6次産業化等の取り組みを模索する。

### (3) 地場産業の振興

既存企業の高度化や競争力の強化等の資金需要に応えるために、融資制度の積極的な活用を促すとともに、企業間の情報交換会や研究機関等との連携を深め、新たな事業の可能性を探ることによって抜本的な経営基盤の改善を図る。

また、雇用助成金制度を周知することによって、新たな求人を喚起し雇用機会の拡大を図る。

「大曲の花火」のブランド力を活かして地域の活性化を図る大仙市花火産業構想を推進し、新たな花火生産拠点の整備による仕事と雇用の創出、地場産農林資源の活用

に努める。

花火産業構想に基づく事業等、地方創生に寄与する先駆的な取り組みと認められる事業に対しては重点的に支援することとし、必要に応じて支援策の新設、更新を検討する。

#### (4) 企業の誘致対策

企業誘致を推進するため、企業訪問や調査を通じて地方進出の意向を持つ企業の把握に努めるとともに、用地の整備や手続き等のワンストップ、新規創業者への支援制度の拡充など立地しやすい環境整備を進める。

#### (5) 起業の促進

空き工場等を再利用して創業する起業家に対し、初期経費の軽減を図るための助成を行う。また、産学官連携活動においては、企業のニーズと大学のシーズのマッチングを推進し、ベンチャー企業の育成を支援する。

#### (6) 商業の振興

中心市街地については、大曲通町地区市街地再開発事業の完了に伴い、公共公益施設の集積・交通の結節地点であるという特性を活かし、市民はもとより県内外から多くの来街者が行き交う、魅力と活力あるまちづくりを推進する。

商店街については、空き店舗や空き地情報を提供し再利用を促すとともに、新規の開店者が出店しやすい環境づくりに努め商業集積を図っていく。

また、地域の商店については、グループ化による活性化事業や個人商店の特性を活かした事業を支援していく。

こうした商業活動の円滑な推進を目的とした経営指導や融資相談等を充実させるため、指導的役割を果す地域の商工団体を支援し商業の振興を図る。

#### (7) 観光又はレクリエーション

花火産業構想を推進する他、地域内のイベントや行事等を支援するとともに、優れた観光資源のネットワーク化や観光団体との連携を図りながら観光コースを整備し、インターネット等で広く情報発信することにより観光誘客の増大を図る。

また、観光案内マニュアルを作成し、これを活用した観光ボランティアの育成を図るとともに、広域観光の体制整備や地域内にある特産品の宣伝と販売に努める。

併せて、観光施設等における高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー施設の整備を計画的に行うことや外国人観光客に対応した観光案内など、誰もが安心して快適に旅行ができる観光地づくりを進める。

近年、人々のゆとり志向、自然志向、健康志向が高まる中で、豊かな自然に培われた暮らしを有する農山村が脚光を浴びてきていることから、本市においても、このスローライフをコンセプトにした誘客に積極的に取り組むとともに、一緒になって取り組む地域や団体等を支援し、グリーンツーリズムを推進する。

## 1 現況と問題点

### (1) 農林水産業の振興

#### ① 農業の振興

本市は、雄物川とその支流である玉川を軸として広大な耕地が形成され、土地利用型農業には恵まれた条件となっている。この恵まれた土地条件を活かしながら本市の農業は、水稻を主体とした農業生産を展開し、米の産地としての地位を確立してきた。

しかし近年、少子高齢化や食生活の多様化による米消費量の落ち込みなどにより米価の下落が続き、農家所得が減少の一途をたどっている。また、農業就業人口に占める60歳以上の割合が7割以上となり、農業者の高齢化も著しく、農家所得確保に加えて離農等による耕作放棄地の未然防止が大きな課題となっている。

平成17年には8,469戸あった販売農家も平成22年には6,333戸まで減少しており、高齢化や担い手不足による労働力不足が、その改善を図るための大きな障害になっている。

このような中であって、平成26年度末現在、78農業法人と50集落営農が組織されており、担い手への農地集積や作業委託が進みつつあり、効率的な農業経営や米以外の作物の取り組みが見られる。

今後は、こうした経営体や認定農業者などを軸に、県内有数の良質米産地としての地位を守りながら、米に偏った生産構造が弱点にならないような対策の構築や、大豆、野菜や畜産などを取り入れた複合化に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

畜産は肉用牛が主体となっており、飼養農家の高齢化に伴う労働力不足や担い手不足により、飼養農家戸数の減少が続いているが、国産牛肉への安全性や品質に対する欲求が高まっていることから、放牧等による労働力の省力化を図り、より安全で高品質な肉用牛の供給が必要とされている。

表2-1 地目別経営耕地面積

(単位：ha)

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	19,634	20,045	20,027	19,546	19,020	19,001	17,562	14,605
田	18,059	18,572	18,581	18,247	17,680	17,678	16,666	13,768
畑	1,515	1,382	1,348	1,186	1,248	1,275	866	813
樹園地	60	91	98	113	92	48	30	24
農家一戸当	1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	2.1	2.3

※平成17年、22年数値は、販売農家のみ。

(農業センサス)

表 2 - 2 経営規模別農家戸数

(単位：戸)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
0.5ha未満	2,956	2,836	2,643	2,321	2,165	1,888	783	613
0.5ha～1ha未満	2,788	2,667	2,548	2,491	2,270	2,108	1,705	1,313
1ha～2ha未満	4,439	4,195	3,851	3,660	3,409	3,154	2,651	1,831
2ha～3ha未満	2,747	2,675	2,592	2,393	2,175	2,049	1,659	1,117
3ha～5ha未満	938	1,125	1,252	1,207	1,197	1,184	1,128	839
5ha以上	69	106	152	170	204	237	543	620
合 計	13,937	13,604	13,038	12,242	11,420	10,620	8,469	6,333

※平成 17 年、22 年数値は、販売農家のみ。

(農業センサス)

表 2 - 3 農家戸数、農家人口、農業就業人口

(単位：戸、人、%)

年次	実 数			構 成 比		
	農家戸数	農家人口	農業就業人口	農家戸数	農家人口	農業就業人口
昭50年	13,937	66,201	22,507	54.3	62.8	40.2
昭55年	13,604	64,766	19,784	53.0	62.2	36.9
昭60年	13,038	62,282	18,023	48.8	58.8	32.9
平 2 年	12,242	58,405	15,865	45.3	56.4	29.3
平 7 年	11,420	53,387	13,719	41.3	52.9	26.4
平12年	10,620	48,756	12,780	37.2	49.6	25.5
平17年	8,469	37,790	12,193	29.8	40.5	26.1
平22年	6,333	26,996	9,460	22.3	30.6	22.3

※平成 17 年、22 年数値は販売農家のみ。

(農業センサス、国勢調査)

表 2 - 4 専業・兼業別農家戸数

(単位：戸)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
専業農家	488	562	621	686	701	700	878	990
兼業	1種	6,691	5,615	4,664	2,976	2,968	1,896	1,179
	2種	6,758	7,427	7,753	8,580	7,751	6,928	4,164
業計	13,499	13,042	12,417	11,556	10,719	8,824	7,591	5,343
合 計	13,937	13,604	13,038	12,242	11,420	10,620	8,469	6,333

※平成 12 年の合計には、自給的農家 1,096 戸を別枠で含む。

(農業センサス)

※平成 17 年、22 年数値は販売農家のみ。



② 林業の振興

本市の森林面積は、平成 26 年度で 49,555 ヘクタールとなっており、総面積の 57.2 %であり、そのうち民有林が 70.2%を占めている。

民有林のうち、天然林は 15,978 ヘクタール（45.9%）で人工林は 18,498 ヘクタール（53.1%）となっているものの、林業労働者の減少、高齢化、木材価格の低迷、産地間競争の激化等により、森林・林業をとりまく環境は厳しさを増しており、林業生産活動は低迷している。

一方、市土の保全、水資源のかん養、森林浴等の保健休養、温室効果ガスの吸収など、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する要請は高まりつつある。このため、今後は森林・林業を取り巻く内外の情勢を見極めつつ「林業の振興」と「秋田スギ供給基地づくり」を基本として、造林と間伐をはじめとする保育の推進、広葉樹林の育成、林道網の整備拡充など、林業生産基盤の整備を図るとともに、林業生産の担い手の育成・確保・森林資源の多面的活用による地域林業の活性化、県産材（秋田スギ）需要拡大などを総合的に推進していく必要がある。

特に、経営の基幹となる生産基盤の整備については、既存林道の補修、改良や林道の開設事業を行うとともに、良質材生産に努め、特殊材として需要が高まっている広葉樹の振興を図ることが課題である。

表 2-5 保有形態別森林面積

(単位：ha)

総 数	国 有 林											
	総 数	林野庁所管			その他	民 有 林						
国有林		官行造林地										
49,555	14,749	14,626	122	1								
	公 有 林		私 有 林									
	総 数	県	市 町 村	財 産 区	総 数	個 人	研 究 所	公 社	会 社	社 寺	そ の 他	
	34,806	3,314	1,057	1,144	1,113	31,492	21,165	527	3,263	1,220	111	5,207

(林業統計 H26)

表 2-6 林内別道路状況

林道整備 延長 m	公道延長 m	林内道路 延長計 m	林内道路 密度 m/ha	林道整備 密度 m/ha	路 線 数	延 長 m	作業道延長 延長 m
258,209	335,655	524,221	15.1	7.4	75	188,566	693,145

(林業統計 H26)

(2) 地場産業の振興

平成 25 年の工業統計調査によると、本市の製造業は、事業所数 205、従業員数 4,932 人、製造品出荷額等 5,990,704 万円となっている。製造品出荷額等は平成 18 年をピー

クに減少傾向にあり、その要因は主に電子部品・デバイス関係の影響によるものである。

工業が市発展の担い手として先導的な役割を果たしていくためには、絶え間ない技術革新や国内市場の成熟化、さらには、長期化する景気の低迷、円高等を背景とした社会経済情勢の変化に的確に対応した施策を展開しつつ、さらなる発展のための構造改革を行っていくことが必要と思われる。

本市の産業は、平成20年末からのリーマンショックに端を発した世界的な経済不況により、製造業を中心に大きな落ち込みとなった。近年は、中国など海外の労務単価の高騰により企業工場の国内回帰の動きが見られ、設備投資が活発化するなど一部の業種においては回復の兆しがあるが、全体としてはまだまだ先行き不透明と言える。

工業の振興は、若年層の地元定着を促すための魅力ある雇用の場の創出に大きく寄与するとともに、幅広い生産活動を通じて、地域経済の活性化に大きな役割を果たしており、市発展にとって不可欠なものである。

そのためには、企業誘致の促進と既存企業の事業規模拡大に対する支援のほか、「大曲の花火」という全国に誇れる地域ブランドの活用や雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保に努めることが必要である。

### (3) 企業の誘致対策

企業工場の国内回帰により、既存施設への設備投資は活発化しているが、新規立地につながる動きは弱い。既存企業の事業規模拡大についても、土地・建物・機械設備の賃貸・リース等を利用した操業など、市の既存支援制度に該当しないケースも出てきている。このため、企業誘致の推進体制整備に努める必要がある。

### (4) 起業の促進

起業を促進する支援策は、空き工場や空き店舗を利用しての操業に対するもののみであるため、起業に対する市独自の支援制度を検討する必要がある。

表2-7 製造業の従事者数、出荷額の状況

(単位：人、万円)

年次	事業所数	従事者数	給与総額	原材料使用額	製造品出荷額等
平成17年	257	6,867	1,839,055	8,394,788	11,845,914
平成18年	239	6,633	1,882,322	10,263,936	13,481,832
平成19年	235	6,616	1,834,934	7,929,614	11,336,252
平成20年	243	6,265	1,790,602	7,263,169	10,841,092
平成21年	219	5,446	1,440,979	3,238,522	6,044,460
平成22年	212	5,560	1,489,939	4,357,882	7,277,950
平成23年	217	5,389	1,466,950	3,369,942	6,783,818
平成24年	209	4,978	1,410,169	3,452,032	6,056,342
平成25年	205	4,932	1,351,170	3,431,105	5,990,704

(工業統計)

## (5) 商業の振興

商業については、消費者ニーズの多様化、交通環境の変化による商圈の広域化などにより、最寄品を支える地域の商店街では、空き店舗や空き地が目立ち通行量も減少するなど厳しい状況となっている。

平成 24 年の経済センサス-活動調査では、商店数は卸売店が 144 店、小売店が 931 店、合計 1,075 店となっている。従業者数は卸売店が 864 人、小売店が 4,761 人、合計 5,625 人となっており、平成 9 年と比較すると、小売業については、商店数が約 4 割減少していることに伴い、従業者数についても約 3 割減少している。これは、地域の規模の小さい個店が少なくなり、小売業の従業員も減少したことによる。

年間の商品販売額については、平成 9 年と平成 24 年の比較では半分以下にまで減っており、その原因として、人口の減少による購買力の低下や商圈の広域化による消費流出が考えられる。

平成 24 年の小売業の従業員一人当たりの年間商品販売額については、1,764 万円で県内の平均額を下回っており、購買力向上のため、中心市街地においては、空き店舗等を活用しながら商店街の魅力を向上させるなどの積極的な集客を図り、地域の商店においては、地域の生活に密着し、住民の利便性を確保するなど、消費者のニーズに対応した商業活動の取り組みを支援する必要がある。

表 2-8 卸売業・小売業の推移

年次	商店数 (店)			従業員数 (人)			年間商品販売数 (百万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
H 6	1,854	188	1,666	8,098	1,426	6,672	236,348	116,447	119,901
H 9	1,760	185	1,575	8,283	1,486	6,797	261,348	131,532	129,816
H11	1,708	205	1,503	8,038	1,329	6,709	189,114	71,042	118,072
H14	1,519	198	1,321	7,635	1,361	6,274	165,064	64,190	100,874
H16	1,479	196	1,283	7,864	1,340	6,524	163,642	62,220	101,422
H19	1,392	168	1,224	7,735	1,122	6,613	157,978	55,129	102,849
H24	1,075	144	931	5,625	864	4,761	121,389	37,410	83,980

(商業統計調査※H24 は経済センサス)

## (6) 観光又はレクリエーション

本市は県南部で第二の面積を有し、古くから交通の要衝として栄え、現在も秋田新幹線や秋田自動車道など陸路・鉄道の結節点として拠点機能の強化が進んでいる。また、自然と調和した数多くの公園や史跡があり多種多様な行祭事が開催されている。

しかし、観光資源が点在することや行祭事等の開催日が重複するなど一年を通しての集客数は乏しく、また、二次交通の整備や観光コースの整備が十分でないこともあり周遊が図られていない状況である。

このほか、市内宿泊数については、平成 26 年度で大仙市観光客数の 6.0%に過ぎず、日帰り・通過型の傾向が現れている。

近年の観光志向は、「見る、食べる、遊ぶ」に加え「学ぶ、体験、くつろぐ」が求められるとともに、団体周遊型から少人数での目的意識の高い旅行へとシフトしてき

ており、多様化する観光ニーズを的確に捉え、効果的な情報発信や受入体制の整備充実はもとより、市が有する豊かな自然とその恵みを地産地消活動と連動した「食」の魅力づくりの充実を図ることが必要である。

## 2 その対策

### (1) 農林水産業の振興

#### ① 農業の振興

ア 本市の持つ穀倉地帯のイメージをさらに推し進め、消費者が安心して食べられる安全な食料供給基地の構築を目指す。そのため、認定農業者や農業従事に意欲のある人達を中心に、自然循環型農業の展開、複合経営の推進、産地化・ブランド化の確立、併せて地産地消の推進に努める。

イ 地域の需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、経営所得安定対策等の活用を通じ、土地利用型作物による産地確立、水田農業の構造改革及び食料自給力・自給率向上を目指した取り組みを推進し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、地域農業の再生を図る。

ウ 耕作放棄地の未然防止と再生利用を図る。

エ 東部・西部新規就農者研修施設を核として、農業後継者の確保、育成に努めるほか、集落営農・法人化支援センターによる組織（農業法人や集落営農等）の育成を図る。

オ 効率的農業生産を維持・発展させる必要があることから、圃場の大区画化やかんがい排水の改善、農道整備など生産基盤の整備と有効活用を進める。

カ 畜産については、出羽丘陵開発地域における草地改良の推進と稲発酵粗飼料の生産拡大等による飼料生産基盤の拡充、低コスト畜舎導入や増頭に努め、効率的で生産性の高い経営体を育成し、産地化の確立を図る。

キ 肉用牛優良基礎牛や肥育牛導入等の支援を推進する。

ク 消費者から支持される農畜産物のブランド化を推進するとともに、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの構築を推進する。

ケ 地域農産物を活用した農業・商工業・観光分野の情報を交換し、地域の活性化や雇用の創出を図る。

#### ② 林業の振興

ア 良質な秋田スギの育成に努めるとともに、林道・作業道の整備や高性能林業機械の導入など、効率的な林業生産体制の整備を推進する。

イ 広葉樹については、環境保全機能だけでなく自然志向の高まりから、近年内装部材などへの利用も増えており、こうした新たな利活用についても検討していく。

ウ 森林が有する土砂災害防止や水源かん養、生物多様性の確保など森林の多面的な機能維持のため間伐等の実施を促進する。

エ 森林・林業の現状と課題、さらには、森林・林業に対する住民の期待を踏まえ、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、新たに森林の恩恵を受けている住民全体で支えるという視点に立ち、環境や公益性を重視した森づく

りを推進するため、秋田県水と緑の森づくり推進事業による児童生徒への環境教育やボランティア、自治会等により森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林づくりを実施する。

## (2) 地場産業の振興

- ア 大仙市企業連絡協議会、大曲仙北雇用開発協会など企業団体の活動を支援し、企業間の情報交換や技術交流を促す。
- イ 商工会議所など諸団体との協力のもと、異業種交流・同業種交流等企業間ネットワークの形成を進めるとともに、企業の経営革新や産学官連携を促進するなど、意欲ある既存企業の高度化と競争力の強化を支援する。
- ウ 農産品の消費拡大を図るため、生産・加工・販売の有機的な連携を促進する施設やシステムの整備を推進する。
- エ 雇用の場の確保・創出を図るため、雇用助成金制度を実施するとともに、企業に対し広く制度周知を行う。
- オ 花火製造工場の生産拡大による雇用の創出、研究機関と連携した花火製造技術の向上、人材育成、農林資源を活用した花火玉原材料と特産品の開発普及を行うなど、花火産業構想を推進する。

## (3) 企業の誘致対策

- ア トップセールスによる積極的な誘致活動を行うとともに、地元企業への訪問を通じた情報収集に努める。
- イ 企業の操業に対する支援制度の拡充を図るとともに、未利用の私有地情報の集約や工業用地の確保に努め、新規立地・事業規模拡大を支援する。
- ウ 秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化を図るため、次代の日本の産業を支える競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を促進する。

## (4) 起業の促進

- ア 企業の操業に対する支援制度の拡充を図り、新規立地・事業規模拡大を支援する。
- イ 秋田大学との連携協定締結を機に、企業と大学との共同研究のきっかけづくりを進める。

## (5) 商業の振興

- ア 中心市街地については、大曲通町地区市街地再開発事業の完了に伴い、公共公益施設が集積している特性を活かし、高齢者や若い世代など誰もが暮らしやすく、県内外の来街者が多く訪れる魅力と活力あるまちづくりの推進を図る。
- イ 商店街については、空き店舗・空き地を活用して新規開店を目指す方を支援し（新規開店応援事業）、生活者の利便性及び地域経済の活性化を図る。
- ウ 地域の商店については、地域が安心して生活できるような地域に根ざした商店が必要なことから、グループ化による活性化事業や地域の購買力の底上げを目的とする個店商店の特性を活かした事業を支援する。

- エ 高度化・多様化する消費者ニーズに対応した経営指導や融資相談等を充実させるため、指導的役割を果たす地域の商工団体を支援する。
- オ 中小企業者に対し、必要な資金の融資あつせんと利子補給を行い、企業の経営安定を支援する。
- カ 商店街を訪れる人々の安心・安全・快適性を確保するため、商店街の照明設備の維持管理について支援する。
- キ 商工団体が実施する事業者等の販売拡大や消費活動の奨励等のための事業を支援する。

(6) 観光又はレクリエーション

- ア 大仙市の知名度獲得のため旅行会社やメディア等へ積極的に売り込みを行うとともに、今後の観光動向を見据えながらターゲットを絞った効果的な情報発信を進める。
- イ 市と一体となって観光地の魅力づくりに積極的に活動する組織・団体等に支援を行い、観光資源の見直しや掘り起こし、観光コースの創出に努める。
- ウ 観光ボランティアガイドの育成、ガイドマニュアルの作成などにより住民自らが日常的に観光客を温かく迎え入れる体制づくりを強化する。
- エ 地元農水産品の付加価値を高めるためのブランド化や宿泊・飲食業者などと連携し、地域グルメの開発に取り組み「食べ歩きマップ」作成などにより、その情報発信に努める。
- オ 急速に進行する高齢化やバリアフリー意識の高まりなど、社会情勢の変化に対応した環境整備が必要となっている。このことから、観光施設等における高齢者や障がい者に配慮した施設整備を計画的に行うことや外国人観光客に対応した観光案内など、誰もが安心して快適に旅行ができる観光地づくりを進める。
- カ 国際花火シンポジウムの開催を契機に、市内の特色ある花火大会と近隣の観光資源を結び付けた観光コースの創出やお土産品の開発、国内外の旅行会社に対するPRなど強力で推進し、観光誘客に努める。
- キ 近年、人々のゆとり志向や自然志向、健康志向が高まる中、地域における受入体制の整備や農山村の魅力を効果的に発信するなど、体験型農村観光を推進するとともに、一緒になって取り組む地域や団体等を支援し、グリーンツーリズムの浸透を図る。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備  農業			
		県営経営体育成基盤整備事業（本堂城回地区） A=436.6ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（神岡西部地区） A=221.3ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（強首Ⅰ期地区） A=352.1ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（強首Ⅱ期地区） A=223.4ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（南外中央地区） A=78.5ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（東今泉地区） A=52.6ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（中仙中央地区） A=268.9ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（藪台地区） A=213.3ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（高屋敷地区） A=46.6ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（小神成太田地区） A=176.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（三条川原地区） A=78.9ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（山谷地区） A=22.2ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（斉内地区） A=261.7ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（下淀川地区） A=54.7ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（大神成地区） A=72.8ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（六合地区） A=79.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（大曲・内小友地区） A=335.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（協和川口地区） A=36.9ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（宮田福島地区） A=62.0ha	県	負担金
県営経営体育成基盤整備事業（杉沢柳沢地区） A=70.0ha	県	負担金		
県営経営体育成基盤整備事業（鷹ノ巣地区） A=25.0ha	県	負担金		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県営経営体育成基盤整備事業（大川西根地区） A=300.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（三本扇地区） A=206.0ha	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙 北平野地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（大 野地区）	県	負担金
		県営かんがい排水事業（蛭野角間川地区） A=300.0ha	県	負担金
		県営かんがい排水事業（大戸川地区） A=460.0ha	県	負担金
		県営ため池等整備事業（強首地区）	市	負担金
		県営ため池等整備事業（岩ヶ沢地区）	市	負担金
		県営ため池等整備事業（大神成地区）	県	負担金
		特定農業用管路等特別対策事業費負担事業 （西台地区）	県	負担金
		地域用水機能増進事業（田沢二期地区）	県	負担金
		中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業 （心像地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（杉沢地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（心像地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（船岡地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（荒川地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（猪ノ頭地区）	県	負担金
		元気な中山間地域農業応援事業（赤坂地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（大曲地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（神岡地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（西仙北地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（中仙地区）	県	負担金



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（協和地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（南外地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（仙北地区）	県	負担金
		戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（太田地区）	県	負担金
		農業水利施設活用小水力発電施設整備事業	県	負担金
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （西仙北地区）	団体	補助金
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （中仙地区）	団体	補助金
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （協和地区）	団体	補助金
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （南外地区）	団体	補助金
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （太田地区）	団体	補助金
	林業			
	水産業			
	(2)漁港施設			
	(3)経営近代化施設			
	農業	未来にアタック農業夢プラン応援事業	民間	補助金
		新規就農者経営開始支援事業	民間	補助金
		周年園芸普及拡大対策事業	民間	補助金
		農業経営発展加速化支援事業	民間	補助金
		元気な中山間農業応援事業	民間	補助金
		活気あふれる果樹産地育成事業	民間	補助金
		農山漁村振興交付金事業 （複合型施設直売所・加工所・レストラン建設補助事 業）	農業協同組合	補助金
		協和家畜排泄物処理施設改修事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	特用林産推進対策事業（南外地域）	市	
	水産業	大仙市ふ化場施設改修事業	市	
	(4)地場産業の振興			
	技能修得施設			
	試験研究施設			
	生産施設			
	加工施設	西仙北地域産物加工販売施設	市	
	流通販売施設			
	(5)企業誘致	工業団地分譲促進・企業誘致対策事業【ソフト】	市	
		工業団地造成事業	市	
	(6)起業の促進	花火工場建設費補助事業	民間	補助金
		大曲花火生産拠点雇用助成金制度【ソフト】	民間	補助金
		空き工場等再利用助成金制度	民間	補助金
	(7)商業			
	共同利用施設			
	その他	中心市街地賑わい創出事業【ソフト】	市	
		中心市街地商業活性化推進事業【ソフト】	市	
		商店街環境整備事業【ソフト】	団体	補助金
		商工団体補助事業【ソフト】	団体	補助金
		がんばる商店等支援事業【ソフト】	団体	補助金
		新規開店応援事業【ソフト】	民間	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8)観光又はレクリエーション	ふるさと西仙まつり補助事業【ソフト】	実行委員会	補助金
		ふるさとなんがい夏まつり開催事業【ソフト】	実行委員会	補助金
		史跡の里づくり委員会補助事業【ソフト】	実行委員会	補助金
		観光物産協会等補助事業【ソフト】	事業者	補助金
		嶽の湯整備事業	市	
		八乙女温泉さくら荘改修事業	市	
		まほろば唐松中世の館整備事業	市	
		南外ふるさと館改修事業	市	
		史跡の里交流プラザ柵の湯整備事業	市	
		中里温泉整備事業	市	
		太田ふれあいの里整備事業	市	
		太田農村体験の里整備事業	市	
		真木真昼県立自然公園を美しくする会補助事業【ソフト】	団体	補助金
		観光ガイドボード事業	市	
		美山湖活用事業【ソフト】	市	
		和賀岳・薬師連山登山道刈払事業【ソフト】	市	
		都市農村交流促進事業【ソフト】	市	
		南外森林公園整備事業	市	
		野外広場等利用施設管理事業(太田)【ソフト】	市	
		緑地広場管理事業(太田)【ソフト】	市	
花火イベント等情報発信事業【ソフト】	市			
まちなか花火デザイン導入事業	市			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(9)過疎地域自立促進特別事業		まちなか花火シアター事業【ソフト】	市	
		花火工場と周辺既存施設を活用した通年観光の推進事業【ソフト】	市	
		「花火のまち・大仙」のキャラバン隊事業【ソフト】	市	
		「HANABI」インバウンド推進事業【ソフト】	市 民間	補助金
		「花火のまち・大仙」のアンテナショップ整備事業	市	
		「花火のまち・大仙」の「ひとくちお土産」開発事業【ソフト】	市 民間	補助金
		〈ぶらり満喫〉「花火のまちのまるごとスタンプラリー」開催事業【ソフト】	市	
		「花火のまち・大仙」のネット・カタログ通販開発事業【ソフト】	市 民間	補助金
		国際花火シンポジウム誘致推進事業【ソフト】	団体	負担金
		市内で開催される花火大会等への運営支援【ソフト】	市 団体	補助金
		雇用奨励助成金 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：市内に工場等を新設、増設又は空き工場の利用に伴う新規常用雇用を行った市内事業所に対し助成を行う。 ③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	民間	補助金
		雇用促進助成金 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：新規常用雇用を行った市内事業所に対し助成を行う。 ③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	民間	補助金
新規就農者研修施設運営事業 ①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。 ②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。 ③事業効果：就農に必要な技術・知識等を修得することにより、農業後継者の育成が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(10)その他		プレミアム付き共通チケット発行事業  ①事業の必要性：地元消費の拡大と地域の活性化を図るため、消費者ニーズに対応した創意あふれる商業活動の促進が必要である。 ②事業内容：市内商工団体が行うプレミアム付き共通チケット（商品券等）の発行に対して、プレミアム分及び事務費の一部を市が補助する。 ③事業効果：市内事業者等の販売が拡大されることで、市経済の発展と商業振興が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	商工団体	補助金
		産地づくり推進事業【ソフト】	市	
		経営所得安定対策推進事業【ソフト】	団体	補助金
		農業経営の法人化等支援事業【ソフト】	市	補助金
		農業振興情報センター事業【ソフト】	市	
		未来農業フロンティア育成研修事業	市	補助金
		環境保全米生産支援事業【ソフト】	市	
		環境保全型農業直接支払事業【ソフト】	団体	補助金
		無人ヘリコプター保有団体育成支援事業【ソフト】	市	
		農業用廃プラスチック等処理支援事業【ソフト】	団体	補助金
		多面的機能支払交付金事業【ソフト】	団体	補助金
		畑作園芸振興事業	市	
		いぶりがっこ用大根生産支援補助金【ソフト】	市	
		葉たばこ品質向上安定化促進事業【ソフト】	市	
		地域農産物消費活動事業【ソフト】	市	
		米粉等消費拡大推進事業【ソフト】	市	
		農業6次産業化推進事業費【ソフト】	市	
	資源循環利用システム推進事業【ソフト】	市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中山間地域等直接支払交付金事業【ソフト】	市	
		土壌環境改善推進事業（西仙北）【ソフト】	市	
		土壌環境改善推進事業（協和）【ソフト】	市	
		草地改良事業費補助事業（西仙北）【ソフト】	団体	補助金
		草地改良事業費補助事業（協和）【ソフト】	団体	補助金
		草地改良事業費補助事業（南外）【ソフト】	団体	補助金
		家畜防疫事業【ソフト】	市	
		市営放牧場管理運営事業【ソフト】	市	
		畜産振興事業（畜産共進会）【ソフト】	団体	負担金
		畜産経営改善指導事業費負担事業【ソフト】	団体	負担金
		大家畜経営活性化資金利子補給費補助事業（西仙北）【ソフト】	民間	補助金
		総合畜産振興会補助事業（中仙）【ソフト】	団体	補助金
		全国ジャンボウさぎフェスティバル補助事業【ソフト】	実行委員会	補助金
		畜産振興会補助事業（太田）【ソフト】	団体	補助金
		仙北和牛繁殖・肥育地域一貫体制推進事業費負担事業【ソフト】	団体	補助金
		和牛改良組合運営費補助事業【ソフト】	団体	補助金
		肉用牛優良基礎牛導入費補助金【ソフト】	民間	補助金
		肥育牛導入奨励事業費補助金【ソフト】	民間	補助金
		へい獣保冷施設負担事業【ソフト】	広域市町村 圏組合	負担金
		病虫害防除推進対策事業【ソフト】	団体	補助金
		森林整備地域活動支援交付金事業	市	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		森林整備地域活動支援推進事業【ソフト】	市	
		間伐等推進対策事業	市	補助金
		農村交流施設改修事業（西仙北）	市	
		中小企業振興融資あっせん制度保証料補給事業【ソフト】	信用保証協会	補助金
		中小企業振興設備資金融資利子補給事業【ソフト】	民間	補助金
		中小企業振興緊急経営安定資金融資利子補給事業【ソフト】	民間	補助金
		企業雪対策支援補助金助成制度【ソフト】	民間	補助金
		花火師育成・確保支援事業【ソフト】	市	
		花火の共同研究・開発事業【ソフト】	市	
		花火学習プログラム展開事業【ソフト】	市	
		「メイド・イン・大仙」の花火玉原料開発・普及事業【ソフト】	市	
		「大曲の花・美（はな・び）」開発事業【ソフト】	市	
		「花火のまち・大仙」を支える応援購入制度【ソフト】	市	
		花火ブランド一元化組織づくり事業【ソフト】	市	

### 第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 交通通信体系の整備の方針

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道13号、東西方向の主軸である国道46号、105号により骨格が形成されている。秋田自動車道の大曲・西仙北・協和の各インターチェンジで地域相互を連絡しているほか、国道13号が大曲・仙北・神岡・西仙北・協和を南北に、国道105号が中仙・大曲・南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

また、本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道13号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備など安全で安心な広域的ネットワークの形成が進んでいることから、快適な道路網を形成するため、高速交通ネットワークなどの優位性を活かした利便性の高い幹線道路と安心・安全な生活を支える生活道路の整備・改良を進める。

また、住民だれもが住み良さを実感できるまちづくりを目指し、長寿社会に対応した地域公共交通システムを検討する。

住民が情報化社会の利便性を享受できるよう、これまで整備してきた情報通信基盤を活用しサービス内容の充実に努めると共に、様々な地域課題に情報通信技術（ICT）を活用した施策を展開する。

#### (2) 市町村道の整備

生活に密着した市道については、緊急度の高いものから整備を進めていく。特に、消防自動車等の大型緊急車両の通行が難しい道幅の狭い道路の拡幅が求められており、このため、速やかに現状を把握し優先して整備を図っていく。併せて、現道の損傷・劣化箇所等の修繕や冬期間の通行確保などの安全対策にも努めていく。

なお、平成25年度末における本市の市道実延長は約3,204キロメートルで、改良済延長が約1,980キロメートル、改良率61.8%である。今後も市道改良の整備を図り改良率の向上と、路面等の劣化に伴う補修を行うなど適切な維持管理に努める必要がある。

また、歩道整備については住民からの要望も多く、生活道路や通学路などの整備を進め、歩行者の安全性・快適性の向上に努めていく。

#### (3) 農道、林道の整備

農道、林道については、地場農林産物の生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市等への市場拡大を図るため計画的な整備を推進する。

また、損傷・劣化箇所等の修繕に努め、現道の長寿命化を図る。

#### (4) 交通確保対策

鉄道については、高速交通ネットワークの整備効果による優位性を維持・拡大するため、山形新幹線の大曲延伸を視野に入れた奥羽南線の整備を促進する。また、通勤・通学者や新幹線利用者のニーズにあった運行時間の設定など鉄道利用者の利便性向上に向け、事業者及び関係機関に強力に要請する。



生活路線バスについては、通学や通院のために最低限必要な路線の存続をバス事業者に要望し、路線の維持確保に努める。

さらに、公共交通空白地域における移動手段を確保するため、乗合タクシー等の運行形態の見直しを行い、大仙市全体を視野に入れた新たな交通システムを検討し、公共交通空白地域等に住む住民の要望や不安の解消に努めていく。

また、免許返納者の移動手段を確保するとともに、公共交通利用に対する優遇措置制度を充実し、公共交通の利用促進に努める。

#### (5) 電気通信施設の整備

平成 22 年度に超高速情報通信基盤整備事業で市内全域に整備した光ファイバ通信網及び設備や機器などについて、利用者が安定して利用できるよう設備の維持管理に努める。

また、地上デジタルテレビ難視聴地域解消のために整備した地上デジタル放送再送信施設についても、安定的かつ継続的に地上デジタル放送を送信するため、施設の適正な維持管理を行ない、地理的・地形的条件にかかわらず全世帯が良好なテレビ放送を受信できるように努める。

5 世帯未満の携帯電話の不感地域については、解消策を検討していくとともに、通信事業者の単独整備について要望していく。

#### (6) 情報化の推進

電子自治体の実現に向け、情報通信基盤設備の安定的な維持運用管理を行うとともに、情報通信格差の是正を図り、全地域、全住民が等しくサービスを受けられるようにする。また、情報通信技術を活用したサービスを必要性の高いものから順次、導入・提供できるようにする。

また、パソコン教室を全市民を対象に開催し、住民がパソコンと触れ合う機会を増やすことで、住民の情報機器に対する操作能力及び知識の向上を図り、その利便性を実感できるようにする。

情報通信技術を活用した住民や企業にとって利便性の高いサービスシステムの構築及びサービス提供の実現を目指し、かつ、住民生活の一層の向上と産業の活性化を図るための大仙市地域情報化計画を推進する。

#### (7) 地域間交流の促進

市内のそれぞれの地域間の理解を深めるための情報発信に努める。また、秋田・岩手地域連携軸推進協議会等を中心に他地域の住民との交流、連携に積極的に取り組むとともに、民間団体による地域間交流、連携を支援するほか、旧市町村から引き継いだ友好都市事業を継続していく。

今後一層、共同事業の開催等、広域的連携による地域の自立を促進する必要がある、さらにこれら地域のみならず、これまで同様、都市農村交流といった都市住民と農村との交流等を活発化させることで、農村集落の活性化を図る。加えて、首都圏在住の大仙市出身者の会との交流により、首都圏等における大仙市の情報発信を強化していく。

また、社会経済活動の国際化に伴い、地方においても国際協力、国際交流の必要性

が叫ばれるなかで、外国青年招致事業の推進や学校教育における英語教育の充実など、国際化の流れに即した対応を推進する。

国際交流においては、人的交流から経済交流にも力を入れ、さらなる交流を進める。

国内交流においては、友好・有縁都市との交流を進めるほか、災害時の応援体制や経済交流を図る。

## 1 現況と問題点

### (1) 市町村道の整備

平成 25 年度末における本市の市道実延長は約 3,204 キロメートルで、改良済延長が約 1,980 キロメートル、改良率 61.8%となっている。幹線道路、都市計画道路等については年々整備を進めているため、改良率及び舗装率は改善されてきている。

しかし、集落内道路等の生活道路については、未改良路線も相当数あり地域住民から強くその改良が望まれている。また、生活道路を中心に損傷・劣化等により修繕を要する箇所も多く、適正な維持管理により通行の安全を確保する必要がある。

本市は県内でも有数の積雪寒冷地帯であるため、冬期間における通行の確保は住民生活の安定のためにも必要不可欠であり、今後とも除雪機械や消融雪施設の整備等、除排雪体制の充実強化が望まれている。

交通安全施設については、交通量の増加や運転者の高齢化などとともに、高齢の歩行者の増加などに伴い、交通事故の増加が懸念されることから、これを整備し安全な道路交通環境を確保する必要がある。

表 3-1 道路の現況

(単位：m, %)

区 分	路線数	実 延 長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道(指定区間)	2	63,392	63,392	100.0	63,392	100.0
国道(指定区間外)	2	56,387	54,975	97.4	46,491	82.4
主 要 地 方 道	10	114,629	97,418	84.9	65,975	57.5
一 般 県 道	20	111,693	82,065	73.4	26,333	23.5
市 道	6,642	3,204,273	1,979,927	61.8	101,264	3.1

(道路現況調査 平成 26 年 4 月 1 日現在)

### (2) 農道、林道の整備

農道、林道については、地場農林産物の生産活動の高度化、近代化、隣接市等への市場拡大を図るため、なお一層の計画的整備が求められている。

### (3) 交通確保対策

鉄道については、秋田新幹線の開通により仙台圏や首都圏への所要時間が大幅に短縮され、人的・物的交流も増大してきている。一方、山形新幹線の大曲延伸の機運が高まるなか、奥羽南線の整備充実が求められている。また、奥羽本線、田沢湖線は、通勤・通学者や高齢者など、自家用車を利用できない交通弱者の利便性の向上を図る

重要な機能を担ってきた。今後とも、利用者のニーズに応じた利便性の高い環境づくりに向けた取り組みが必要である。

生活路線バスについては、超高齢化社会において地域に密着した重要な交通手段として、大きな役割を担ってきた。しかしながら、モータリゼーションの拡大等により利用客の減少傾向が続き、バス事業者の自己努力による運行維持が困難な中であって、公共交通機関に頼らざるを得ない住民の交通手段を確保するため、その存続は重要な課題となっている。

また、多様化している利用者ニーズに対応するという観点から、やむを得ずバス路線が廃止になった地域や以前から交通空白地域となっている地域への交通施策として、新たな交通システムの構築及び導入に努めている。

今後、免許を返納する高齢者が増加することが予想されることから、公共交通施策の拡充と利用促進を図ることが課題となっている。

#### (4) 電気通信施設の整備

市内居住エリアの大部分において携帯電話の使用が可能になっているが、5世帯未満の少数世帯が残されている状態になっており、全ての住民がサービスの提供を受けられるよう解消策を検討し、地域間格差の是正を図る必要がある。

また、地理的・地形的条件からテレビ放送を良好に受信できない地域については、施設整備を図り解消する必要がある。

超高速情報通信基盤設備については、ケーブル断線等の事故等が発生した場合など早期復旧に努め、適正な維持管理を行なっていく必要がある。

コミュニティ放送局「FMはなび」は、地域に密着した情報発信による賑わいの創出と、地域への迅速な防災・災害情報の発信が期待されているが、市内には難聴地域がありその解消を図る必要がある。

#### (5) 情報化の推進

情報化社会の進展は目覚ましく、インターネットやスマートフォン・タブレット型端末をはじめとした情報通信技術（ICT）の利用は、一層多様化・高度化するなど、市民生活や経済活動に大きな変化をもたらしている。

スマートフォンやタブレット型端末の急速な普及によるインターネットの利用が急増しており、それを利用し簡素で迅速に、また身近な場所で必要なときにサービスを受けることが可能な行政サービスの提供が望まれている。

社会保障・税番号制度の開始に伴いICカードを利用した市民の利便性向上や効率的な行政の推進を図る必要がある。

公共サービスがワンストップで誰でもいつでもどこでも受けられるよう、利用者（市民）の視点に立った電子行政サービスの実現、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築が求められている。

#### (6) 地域間交流の促進

地域間交流については、雄物川流域地方拠点都市地域整備推進協議会や秋田・岩手地域連携軸推進協議会等を通じて他市町村との連携を深めてきており、観光などの分野を中心に広域連携を推進しているところである。

このようなことから、今後一層、共同事業の開催等、広域的連携による地域の自立を促進する必要があり、さらにこれら地域のみならず、これまで同様都市と農村交流等を活発化させることで、農村集落の活性化を図ることが必要である。また、首都圏在住の大仙市出身者の会との交流により、首都圏等における市の情報発信を強化していくことが求められている。

国際交流においては、韓国との交流がますます活発化していることから、友好交流都市とのさらなる文化・青少年交流が求められている。

また、社会経済活動の国際化に伴い、国際協力、国際交流の拡充に向けて、外国青年招致事業の推進や学校教育における英語教育の充実に努める。

## 2 その対策

### (1) 市町村道の整備

ア 本市は、県南地域の交通の要衝であることから、市と広域圏、県内各地はもとより、仙台圏及び首都圏とを結ぶ高速交通ネットワークの整備効果がより一層発揮できるよう、大曲、西仙北、協和の各インターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図る。

イ 地域高規格道路、国道、国道バイパスのほか、主要地方道、一般県道の整備促進をはじめ、新たに東部地区への地域高規格道路延伸を要望するなど、市内各地域相互を連絡し、その一体性を支える幹線道路ネットワークの構築に努める。

ウ 主要な公共施設や都市機能に対する交通の利便性向上を図るため、国道や県道への接続等も勘案しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を推進する。

エ 住民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保されるよう積極的に整備するとともに、バリアフリー化や歩車道分離を推進する。また、除雪機械をはじめ消融雪施設や流雪施設の整備充実を図り、冬期間の歩行者及び車両通行の安全確保に努める。

オ 道路の維持管理については、損傷・劣化箇所等の迅速な修繕に努め、歩行者及び車両通行の安全確保と長寿命化を図る。

カ 橋りょうの計画的な整備促進、維持補修に努める。

キ 交通安全施設については、自動車運転者とともに、歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保できるよう整備するほか、幼児から高齢者まで交通安全意識を啓発するため、交通安全教育や広報活動などを進める。

### (2) 農道、林道の整備

ア 農林道については、地場農林産物の生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市等への市場拡大を図るため、県営農道整備事業等各事業により計画的な整備を推進する。

イ 林業経営の基盤である林道については、森林施業に係るコスト低減等を図るため既存林道の補修、改良や開設事業、作業道の整備を推進する。

### (3) 交通確保対策

ア 山形新幹線の大曲延伸を視野に入れた奥羽南線の整備を促進する。また、通勤

- ・通学者や新幹線利用者のニーズにあった運行時間の設定等、鉄道利用者の利便性が一層高まるよう、事業者及び関係機関に強力に要請する。
- イ 生活バス路線については、それぞれの地域に密着した重要な交通手段として、今後、ますます重要な役割を担っていくことから、既存の生活バス路線の存続を図る。
- ウ 交通環境の変化に伴う利用者のニーズを的確に把握し、利便性を十分考慮した地域密着型の新たな運行形態の構築に努める。
- エ 現在の交通施策を充実させ、免許返納者の移動手段を確保するとともに、公共交通利用に対する優遇措置制度を充実し、公共交通の利用促進につなげる。

#### (4) 電気通信施設の整備

- ア IT革命による社会変革に住民一人ひとりが十分に対応し、その利便性を等しく享受でき、様々な情報の受発信と交流により、住民の自主的なまちづくり活動が促進されるよう、超高速・大容量の情報通信基盤の維持管理及び整備の充実を図る。
- イ 携帯電話等の不感地域を解消するため、関係機関、事業者と連携を図りながら、その整備方策を検討するとともに、超高速通信設備の安定的な維持管理と充実に努める。
- ウ テレビ難視聴地域を解消するため、市と関係機関・住民が連携を図りながら、その整備充実に努めるとともに、地上デジタル放送再送信設備の安定的な管理運用に努める。
- エ コミュニティ放送局「FMはなび」の難聴地域の解消を図るため、中継局の整備を行う。

#### (5) 情報化の推進

- ア 学校教育や生涯学習を通じた住民の情報通信機器操作能力向上、技術者の養成のほか、住民や事業者などに対する様々な情報サービスの提供など、総合的な地域情報化を推進する。
- イ 地域情報化の実現においては、自治体内、自治体間、民間企業とシステム連携及び地域ポータル等でワンストップサービスが可能となるような情報システム共通基盤の整備充実や自治体クラウドの導入を検討する。
- ウ 防災行政情報については、秋田県総合防災情報システムの更新により関係機関との迅速な情報共有を図るとともに、情報通信基盤を活用した情報伝達体制の強化に努める。
- エ 個人番号制度の開始に伴い、国のマイナポータルを通じ市民に情報提供できる環境の整備を推進するとともに、マイナンバーカードの普及にあわせ、コンビニ等で各種証明書の交付が出来る情報システムの導入を検討する。
- オ 情報通信技術（ICT）の利活用により、子供から高齢者までそのメリットを享受して豊かな生活を送ることができるよう、インターネット等の利用機会の創出と情報モラルや情報セキュリティに関する知識の向上と利活用力の向上を図っていく。また、世代間のデジタル格差を是正するため、パソコン教室などの実施によりインターネットの利活用力の向上と情報セキュリティに関する知識の向上

を図る。

カ 無料公衆無線LAN環境の整備をはじめ、快適な通信利用環境の整備を図る。

(6) 地域間交流の促進

ア 各地域で実施している都市農村交流の輪を拡大するほか、首都圏における大仙市出身者の会との連携を深めることなどにより、相互の交流機会の創出を図る。

イ 秋田県は環日本海地域、とりわけ対岸地域との経済・技術交流の拡大などを進めており、特に友好交流都市韓国唐津市との文化・青少年交流事業の推進や新たにスポーツ、産業分野などの交流も視野に入れ相互理解を深め、幅広い分野での国際交流を促進するとともに、国際交流協会とのタイアップによるイベントを実施し、国際理解と住民参加の促進に取り組む。

ウ 学校教育における英語教育の充実を図るとともに、中高生海外派遣事業の実施や国際交流に係るイベントへの住民参加の促進に取り組む。

### 3 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道  道路			
		古四王際飯詰線 (舗装修繕) L=550m W=6.93m	市	
		豊後野 2 号線 (道路改良) L=440m W=4.58m	市	
		田中 5 号線 (道路改良) L=180m W=3.76m	市	
		須和町戸蒔線 (道路改良) L=300m W=11.83m	市	
		西根内小友線 (側溝改良) L=200m W=6.75m	市	
		中沢嶋村線 (道路改良) L=220m W=5.25m	市	
		追分板杭線(保育園前) (道路改良) L=350m W=5.83m	市	
		常保寺不動堂線 (道路改良) L=170m W=4.7m	市	
		大川原下袋線 (道路改良) L=180m W=6.55m	市	
		金谷町団地 (側溝改良) L=1,000m W=5.4m	市	
		日の出町団地 (側溝改良) L=1,200m W=5.81m	市	
		水木田四ツ屋線 (側溝改良) L=1,200m W=5.88m	市	
		地藏田線 (側溝改良) L=200m W=4.45m	市	
		野際鶴田線 (側溝改良) L=87.22m W=4.56m	市	
		追分板杭線(会館前) (道路改良) L=700m W=5.83m	市	
		宮下線 (道路改良) L=350m W=3.32m	市	
		寺山九十九沢線 (道路改良) L=150m W=5.97m	市	
		八圭南線 (道路改良) L=130m W=4.82m	市	
		金谷町1号線 (道路改良) L=34m W=3.53m	市	
中町常保寺線 (道路改良) L=800m W=4.26m	市			
佐野町団地内 (側溝改良) L=1,600m W=5.88m	市			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		朝日町団地内 (側溝改良) L=430m W=5.65m	市	
		若竹町団地内 (側溝改良) L=670m W=5.43m	市	
		白金町団地内 (側溝改良) L=600m W=10.42m	市	
		駅東団地内 (側溝改良) L=1,200m W=6.41m	市	
		大花団地内 (側溝改良) L=1,500m W=6.51m	市	
		福田団地内 (側溝改良) L=1,200m W=4.59m	市	
		笑ノ口団地内 (側溝改良) L=700m W=7.8m	市	
		蛭川南外線 (道路改良) L=380m W=2.16m	市	
		坪立線 (道路改良) L=1,300m W=11.83m	市	
		間倉8号線 (側溝改良) L=100m W=7.37m	市	
		間倉1号線 (道路改良) L=118m W=5.11m	市	
		七曲・裏町中線 (消融雪施設) L=454m W=3.0m	市	
		坊ヶ沢戸月線 (路肩改修) A=1,050m W=5.5m	市	
		大花戸地谷線 (改良改築) L=356m W=6.6m	市	
		市役所前通線 (融雪施設) L=411m W=10.88m	市	
		花館中央西線 (舗装補修) L=1,000m W=19.05m	市	
		飯田線 (舗装補修) L=930m W=17.2m	市	
		金葛関口線 (側溝改良) L=250m W=5.6m	市	
		小沢山線 (側溝改良) L=400m W=4.0m	市	
		蒲東線 (側溝改良) L=730m W=5.0m	市	
		蒲藤原線 (側溝改良) L=190m W=5.0m	市	
		蒲中3号線 (側溝改良) L=630m W=5.0m	市	



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		本郷道南沼の上線 (側溝改良) L=190m W=5.2m	市	
		沼の上2号線 (側溝改良) L=60m W=2.0m	市	
		宇留井谷地中線 (側溝改良) L=400m W=5.0m	市	
		宇留井谷地中道線 (側溝改良) L=600m W=5.8m	市	
		宇留井谷地中2号線 (側溝改良) L=420m W=5.2m	市	
		宇留井谷地中支線 (側溝改良) L=590m W=5.6m	市	
		宇留井谷地南線 (側溝改良) L=240m W=3.8m	市	
		宇留井谷地南1号線 (側溝改良) L=210m W=4.5m	市	
		戸月大野線 (側溝改良) L=220m W=6.1m	市	
		坊ヶ沢戸月線 (側溝改良) L=400m W=5.5m	市	
		坊ヶ沢戸月線 (側溝改良) L=200m W=5.0m	市	
		高花線 (舗装修繕) L=500m W=5.0m	市	
		下川原幹線 (舗装修繕) L=390m W=6.5m	市	
		屋敷南線 (消融雪施設) L=148m W=5.3m	市	
		屋敷南・屋敷南2号支線 (消融雪施設) L=248m W=4.0m	市	
		本郷野南1号・2号・3号線 (消融雪施設) L=289m W=3.0m	市	
		荒屋本郷野・荒屋中線 (消融雪施設) L=176m W=4.5m	市	
		平和通線 (消融雪施設) L=194m W=3.7m	市	
		宮田八石線 (歩道整備) L=1,200m W=6.2m	市	
		荒屋二夕子沢線 (歩道整備) L=200m W=7.0m	市	
		北檜岡南・一本木3号・4号線 (消融雪施設) L=340m W=4.3m	市	
		下金葛上蒲線 (道路改良) L=1,500m W=5.2m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		坊ヶ沢戸月線 (舗装補修) L=1,050m W=5.5m	市	
		北野目・戸川1号線 (舗装修繕) L=100m W=6.5m A=650m <sup>2</sup>	市	
		宿・九升田線 (側溝改良) L=200m W=6.4m A=1,300m <sup>2</sup>	市	
		宿・九升田線 (舗装修繕) L=200m W=6.4m A=1,200m <sup>2</sup>	市	
		刈和野北線・南線 (除草工事) L=1,570m W=11.3m A=6,280m <sup>2</sup>	市	
		上宿・布又線 (舗装修繕) L=100m W=4.0m A=450m <sup>2</sup>	市	
		上宿・布又線 (舗装修繕) L=80m W=4.0m A=360m <sup>2</sup>	市	
		立倉・布又線 (側溝改良) L=20m W=4.0m	市	
		大野線 (側溝改良) L=81m W=6.5m	市	
		大野線 (舗装修繕) L=372m W=6.5m A=1,087m <sup>2</sup>	市	
		愛宕下5号線 (舗装修繕) L=50m W=6.5m A=680m <sup>2</sup>	市	
		高屋敷1号線 (舗装修繕) L=100m W=5.5m A=400m <sup>2</sup>	市	
		上ノ台・山北ノ沢線 (側溝改良) L=20m W=6.0m	市	
		北野目戸川1号線 (道路改良) L=1,500m W=6.0m	市	
		谷地乙森東長野線 (舗装修繕) L=111m W=5.0m	市	
		中仙17号線 (舗装修繕) L=500m W=6.0m	市	
		中仙6号線 (舗装修繕) L=300m W=6.0m	市	
		中仙23号線 (側溝改良) L=13m (舗装改良) L=60m W=5.5m	市	
		中仙24号線 (舗装修繕) L=100m W=8.0m	市	
		中仙26号線 (舗装修繕) L=400m W=8.0m	市	
		中仙3号線 (舗装修繕) L=650m W=5.6m	市	
		中仙7号線 (舗装修繕) L=360m W=5.8m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		袴田13号線 (舗装修繕) L=350m W=5.2m	市	
		上大蔵1号線 (舗装修繕) L=400m W=5.1m	市	
		栗沢1号線 (舗装修繕) L=350m W=5.4m	市	
		中道袴田2号線 (舗装修繕) L=870m W=5.4m	市	
		長戸呂1号線 (舗装修繕) L=160m W=5.2m	市	
		前田1号線 石持板屋線 (舗装修繕) L=500m W=5.4m 路床盛土	市	
		社前坊谷地線 (舗装修繕) L=400m W=6.3m	市	
		中荒井八幡線 (舗装修繕) L=300m W=5.4m	市	
		中仙17号線 (道路改良) L=3,361m W=7.0m	市	
		新山囲ノ内 茶畑2号線 (側溝改良・路肩舗装) W=5.4m	市	
		高畑新山線 (側溝改良) L=240m W=7.7m	市	
		道ノ下柳田線 (側溝改良) L=100m W=6.1m	市	
		村杉8号線 (道路改良) L=140m W=5.0m	市	
		中仙26号線 (舗装補修) L=400m W=8.0m	市	
		市道境・野田・荻谷沢線 (道路改良) L=700m W=6.6m	市	
		野田・川台・宇津野線 (側溝改良) L=27m W=4.8m	市	
		白岩線 (舗装修繕) L=939m W=5.0m	市	
		境・上淀川線 (舗装修繕) L=1,600m W=8.0m	市	
		宮田又線 (法面補修) A=1,100m W=5.3m	市	
		木直3号線 (道路改良) L=156m W=4.0m	市	
		南外9号線 (改良舗装) L=100m W=5.0m	市	
		南外20号線 (道路改良) L=400m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		矢向線 (舗装修繕) L=1,732m W=5.0m	市	
		南外10号線 (舗装修繕) L=850m W=7.0m	市	
		南外15号線 (舗装修繕) L=1,600m W=6.0m	市	
		大柳線 (道路改良) L=100m W=5.0m	市	
		南外11号線 (歩道整備) L=540m W=6.0m	市	
		(仮称) 下袋1号線 (道路改良) L=80m W=7.5m	市	
		南外6号線 (道路改良) L=1,105m W=6.0m	市	
		夏見団地2号線 (道路改良) L=274m W=5.0m	市	
		夏見団地3号線 (道路改良) L=256m W=5.0m	市	
		南外4号線 (路肩改修) L=640m W=6.5m	市	
		南外19号線 (路肩改修) L=1,500m W=5.5m	市	
		南外1号線 (改良舗装) L=670m W=7m	市	
		田中田坊田線 (舗装補修) L=400m W=5.0m	市	
		仙北8号線 (舗装修繕) L=800m W=6.5m	市	
		仙北2号線 (舗装修繕) L=2,464m W=6.5m	市	
		仙北5号線 (舗装修繕) L=485m W=4.5m	市	
		仙北7号線 (舗装修繕) L=1,220m W=5.0m	市	
		仙北9号線 (舗装修繕) L=497m W=6.0m	市	
		仙北11号線 (舗装修繕) L=225m W=4.5m	市	
		仙北16号線 (舗装修繕) L=1,064m W=4.5m	市	
		仙北27号線 (舗装修繕) L=1,537m W=5.5m	市	
		仙北30号線 (舗装修繕) L=242m W=4.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		仙北37号線 (舗装修繕) L=350m W=4.0m	市	
		仙北43号線 (舗装修繕) L=1,222m W=5.0m	市	
		仙北46号線 (舗装修繕) L=527m W=6.0m	市	
		仙北52号線 (舗装修繕) L=1,492m W=6.0m	市	
		仙北53号線・西穴沢寺村2号線 (舗装修繕) L=564m W=4.0m	市	
		元田茂木・下田茂木添線 (舗装修繕) L=554m W=5.0m	市	
		穂田原2号線外2路線 (側溝改良) L=480m W=5.5m	市	
		仙北3号線 (側溝改良) L=180m W=8.5m	市	
		仙北49号線 (側溝改良) L=110m W=4.5m	市	
		仙北29号線 (側溝改良) L=120m W=6.0m	市	
		仙北53号線・一ツ森南赤沼線 (道路改良) L=800m W=5.0m	市	
		仙北21号線 (線形改良) L=200m W=7.0m	市	
		仙北1号線 (歩道整備) L=2,000m W=5.5m	市	
		仙北1号線 (舗装補修) L=440m W=5.5m	市	
		仙北23号線 (舗装補修) L=1,400m W=9.0m	市	
		真木線、横沢バチ沢線(側溝改良) 側溝修繕等現道維持 L=400m W=4.0m	市	
		窪関南北千本野線 (歩道整備) L=1,040m W=6.0m	市	
		堀ノ内高倉線 (歩道整備) L=1,900m W=6.0m	市	
		新田2号線 (道路改良) 道路拡幅・S字改修 L=440m W=4.5m	市	
		伊勢堂窪堰線 (道路改良) 道路拡幅 L=644m W=3.0m	市	
		金井伝石神線 (道路改良) 道路拡幅 L=802m W=4.5m	市	
		毘沙門川原線 (道路改良) 交差点改良 L=488m W=5.9m	市	
		久保関古館線 (歩道整備) L=2800m W=6.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	橋りょう	毘沙門川原線 (舗装補修) L=1,500m W=5.9m	市		
	その他	交通安全施設整備事業(全市)	市		
		消雪施設等補助事業(大曲)	消雪組合等	補助金	
	(2)農道	横沢パチ沢線 (通行確保) L=3,000m	市		
		通学路グリーンベルト設置事業	市		
		(3)林道	林道補修事業(全市)	市	
			県営林道前沢線開設事業費負担事業 L=8,540m W=4.0m	県	負担金
			作業道開設補助事業(協和)	団体	補助金
			高能率生産団地路網整備事業費負担事業 北田山田ヶ沢線 L=3,083m W=3.5m	県	負担金
			高能率生産団地路網整備事業費負担事業 大台線(民国連携)L=1,300m W=3.5m	県	負担金
			高能率生産団地路網整備事業費負担事業 土淵線 L=1,000m W=3.5m	県	負担金
			高能率生産団地路網整備事業費負担事業 向築茂線 L=1,200m W=3.5m	県	負担金
			高能率生産団地路網整備事業費負担事業 真木根堀線 L=1,000m W=3.5m	県	負担金
		(4)漁港関連道	高能率生産団地路網整備事業費負担事業 青平線 L=1,000m W=3.5m	県	負担金
	高能率生産団地路網整備事業費負担事業 畑の沢青平線 L=1,000m W=3.5m		県	負担金	
	(5)鉄道施設等	鉄道施設			
鉄道車両					
軌道施設					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	軌道車両			
	その他			
	(6)電気通信施設等情報化のための 施設			
	通信用鉄塔施設			
	テレビ放送中継施設	地上デジタル放送再送信施設管理運営事業	市	
	有線テレビジョン放送施設			
	告知放送施設			
	有線放送電話			
	防災行政用無線施設			
	テレビジョン放送等難視聴解 消のための施設			
	その他の情報化のための施設	超高速情報通信基盤設備管理事業（光伝送路移設工事 等）	市	
		コミュニティFM施設整備事業	市	
	その他	パソコン教室開催事業【ソフト】	市	
		地域情報化推進事業【ソフト】	市	
		マイナンバー制度関係システム整備事業（コンビニ交 付システム整備費等）	市	
		電子計算システム更新事業	市	
	(7)自動車等			
	自動車			
	雪上車			
	(8)渡船施設			
渡船				
係留施設				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	(9)道路整備機械等	除雪ステーション整備事業（南外）	市		
	(10)地域間交流	除雪機械整備事業（全市） 除雪ドーザ 12台、ロータリー除雪車 10台、除雪グ レーダー 10台、除雪トラック3台他	市		
		首都圏ふるさと会関連事業【ソフト】	市		
		韓国唐津市交流事業【ソフト】	市		
		韓国国際交流員招致事業【ソフト】	市		
		国際教養大学との異文化交流事業【ソフト】	市		
		国内友好・有縁都市交流事業【ソフト】	市		
	(11)過疎地域自立促進特別事業	地域交通対策事業	<p>①事業の必要性：生活バス路線廃止地域や公共交通空白地域等における高齢者等の日常的な移動手段の構築、確保が必要である。</p> <p>②事業内容：過疎地有償運送、市町村有償運送の他、市が実施する交通システムの実施及び実施主体となるNPO等団体への支援を行うほか、運転免許証を返納した高齢者等を対象に市が実施する交通システムの利用に対する優遇措置を講ずる。</p> <p>③事業効果：地域で支えあう長寿社会に対応した最低限の生活環境基準の保障+αの交通システムを確立することで、住民生活の安全と安心が確保され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市 NPO等 民間	補助金
		橋りょう長寿命化対策事業	<p>①事業の必要性：住民の日常的な生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替に要するコストの削減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保される。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		道路長寿命化対策事業	<p>①事業の必要性：市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路を、住民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、法面・大型カルバート・標識及び照明施設等の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</p> <p>③事業効果：法面及び土木構造物並びに標識や照明等附属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られる。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
	(12)その他	生活バス路線運行維持対策事業【ソフト】	事業者	補助金	



## 第4章 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

本市の財産である緑豊かな自然環境は、何世代にもわたって先人達が守り育ててきたものである。次の世代、またその次の世代へと未来永劫受け継がれるように大切に守り育てつつ、保全の範囲内で地域の活性化に活用していく。

また、人が生き・集う魅力ある地域となるためには、生活していくうえでの基盤が整っていないなければならない。快適で利便性と安全性の高い生活基盤を形成するため、上・下水道の整備、衛生環境の整備や消防・防災体制などの充実を図り、多くの人の定住化を促進する。

### (2) 簡易水道、下水処理施設等の整備

簡易水道については、平成28年度末までに仙北中央地区簡易水道の整備を行い水道未普及地域の解消に努めるとともに、安定的に取水可能な河川水の水利権取得や地下水等、多様な水源確保に努めていく。

なお、整備後数十年が経過し老朽化している浄水施設や配水施設の改築及び水道管の布設替えを順次行い、住民に安全な水道水を安定供給していく。

公共下水道については、5地区で整備が完了しており、残る3地区においても整備対象区域内の84.7%が整備完了・供用開始されている。今後も整備を進め平成32年度で100%の世帯が供用可能な状態となるよう努める。また、処理人口の増加を図るとともに、下水道への加入を促進し水洗化率の向上に努める。

また、農業集落排水事業は29地区全てで整備が完了しており今後は、公共下水道同様に加入を促進し、水洗化率の向上に努める。

家屋が点在しているような地区、公共下水道・農業集落排水の整備地区から外れている地区については、合併浄化槽設置事業により整備を進めているが、設置を希望する住民の要望に対応するため補助金を確保し、公共用水域の水質の保全と快適で環境にやさしい生活環境の創出に努める。

なお、整備後年数が経過している下水処理施設については、定期的な点検に基づいて老朽化による損傷・劣化等を把握し、長寿命化に向け処理施設の統廃合を含めた大規模改修工事など費用対効果の高い維持管理を図っていく。

### (3) 消防・救急施設の整備

災害発生時には、迅速に対応できるよう広域消防署並びに消防団体との連携による消防力、防災体制の強化を図るとともに、消防防災施設や備蓄品の整備・充実に努める。

また、地域としての防災能力を向上させるため、自主防災組織の育成を支援するとともに、計画的に防災訓練等を実施し住民の防災意識の啓発を図る。

さらに、迅速な緊急情報の周知及び情報体制を図るため、コミュニティ放送局「FMはなび」を活用した緊急情報等を発信する防災ラジオの普及と活用を図る。

#### (4) その他生活環境等の整備

衛生環境の整備については、ごみの減量化と一般廃棄物処理実施計画に基づく分別の徹底を図る。併せて、環境美化や不法投棄の撲滅に努めていく。また、合併前の旧市町村が設置し、現在休止中の7ヵ所の一般廃棄物最終処分場の早期廃止や、将来の人口減少、減量化に伴うごみ処理量の減少などに対応するため廃棄物処理の広域化に向けた検討を進める。

公営住宅については適正な管理に努め、老朽化により大規模改修・修繕が必要な住宅については年次計画で整備する。

市営墓地については、墓地区画が不足している大曲地域において需要に適切に対応するため、墓地区画の増設を計画的に進める。

市管理河川については、自然環境や景観に配慮した工法で整備を進めるほか、河川的环境整備・保全についても計画的に推進する。

その他、環境学習の開催や公園、地域の公共施設などに生育する桜等の樹木の育成・保護事業を計画的に推進する。

### 1 現況と問題点

#### (1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

##### ① 簡易水道等の整備

水道は、健康で文化的な生活を営むための最も基本的な施設であるとともに、社会経済活動を支えるうえで不可欠な生活基盤施設であり、特に災害時には重要なライフラインとなっている。

本市の水道施設は、上水道1施設・簡易水道44（内非公営7）施設・その他17施設、合わせて62施設あり、平成26年度の普及率は72.2%となっているが、県平均普及率90.8%とは大きな差がある。

仙北中央地区においては、既設の簡易水道組合と未普及地域を含めて統合整備することによって、平成28年度末までには水質や水量の不安は解消されるが、未だ自家用井戸等を水源として利用している地域においては、地下水の水質悪化や渇水への不安があることから、地域の意向を踏まえた施設整備の必要が生じてくる。

また、既存の施設では老朽化が進行しており、施設の長寿命化対策が必要とされる一方、少子高齢化の進行や過疎化による給水人口の減少もあり、水需要は減少傾向となっているなど、施設の整備、更新に係る見極めが難しくなっている。

##### ② 下水処理施設等の整備

本市の下水処理施設は、流域下水道1施設（流域関連下水道4地域）、単独公共下水道4施設、農業集落排水29施設、浄化槽市町村整備2地域、その他の地区は合併処理浄化槽で整備を行っており、平成26年度の普及率は79.4%で県平均水洗化率84.5%を大きく下回っている。

下水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の役割を担う重要な施設であり、できるだけ早期に施設を利用できるよう整備を図る必要がある。

また、整備済み施設については、平成27年度に作成する生活排水処理整備構想

(H28～H47)に基づき、処理施設の統廃合を含めた大規模改築工事や、適正な維持管理を図り事業の継続性を確保する。

## (2) 消防・救急施設の整備

本市の面積は866.77平方キロメートルと広く、東側に奥羽山脈、西側に出羽丘陵という地形であり、この中を一級河川である雄物川、その支流の玉川が貫流しており、また秋田自動車道等主要幹線が縦横にはりめぐらされていることから、自然災害や交通事故などの災害が発生しやすい状況にある。

本市の消防防災体制は、常備消防である大曲仙北広域市町村圏組合消防本部、非常備消防である大仙市消防団本部、支団、分団で構成され、消防団は8支団45分団が連携を取り合い、地域防災の担い手として各種災害に対応しながら活動している。

消防団の保有施設設備は、小型動力ポンプ190台、積載車72台、広報用自動車1台、指揮車2台などとなっており、また、防災施設として防災倉庫3棟、水防倉庫10棟、消防水利として防火水槽1,142基・消火栓1,072基を設置している。また、自主防災組織として302団体を組織し活動している。

本市においても、開発等による建築物の高層化、大規模化など社会環境の変化に伴って災害形態が複雑多様化することが予想され、災害の発生時に迅速に対応できるよう本市の地域防災計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら、防災施設の整備・充実等防災体制の強化を進めなければならない。併せて、急速な高齢化の進展に伴う要援護者対策等についても体制整備を図る必要がある。

地震・気象警報等の緊急情報システムを整備するため、コミュニティ放送局「FMはなび」等を活用した新たな整備が求められている。

## (3) その他生活環境等の整備

### ① 廃棄物処理施設

本市の家庭系一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類、古布類などに分別し、委託業者が市内1,828カ所のごみ集積所から収集運搬している。また、粗大ごみ（不燃性・可燃性）については、戸別収集により大仙美郷クリーンセンターや民間のリサイクル施設で処理されており、平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量は578グラムとなっている。

しかし、山間部には不法投棄されたごみが見受けられることから、自然環境保全のため、不法投棄防止パトロールなどの対策を強化する必要がある。また、一般廃棄物の最終処分については、現在、大仙美郷環境事業組合一般廃棄物最終処分場で処分しており、合併前の旧市町村がそれぞれ設置した7カ所の最終処分場は全て休止中となっているが、水処理施設などの維持管理経費が嵩んでいることから、平成26年度に実施した「一般廃棄物最終処分場廃止計画基礎調査」の結果に基づき、処分場ごとの閉鎖整備事業計画を策定し、順次、廃止に向けた作業を進める。

また、し尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し大仙美郷環境事業組合のし尿処理施設で処理されているが、公共下水道などの下水処理施設の普及により、し尿の処理量は減少している反面、浄化槽汚泥の処理量が増加しており、その有効活用を検討しなければならない。

## ② 公営住宅

公営住宅は、住宅困窮者に対して健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、四季を通じて快適な住環境を提供するため必要なものであり、本市には、19団地に134棟588戸の公営住宅が整備されている。整備されている既存住宅の半数以上が築20年を経過しており、住宅の維持管理費が年々増大している現状にある。

施設への応募状況から見ても一定の需要があり、人口流出の一因ともなっている若年層の流出防止対策として、若年層の定住やIターン・Uターン・Jターンを促進するため、若者に魅力のある公営住宅の整備が必要となっている。また、核家族化の進行などにより今後さらに需要が高まると予想される場合、新たに公営住宅を整備する必要がある。

## ③ その他生活環境施設

斎場・火葬場については、大曲仙北広域市町村圏組合が運営している中央斎場が、規模を拡張し移転新築されたことに伴い、平成27年4月に廃止された西仙北火葬場は早期に解体工事を行う必要がある。

市管理河川については、整備率が低く、河川幅が狭く蛇行や雑木等が繁茂している河川が多いことから、豪雨時には氾濫することもあり、流域の浸水被害を防止し地域の安全を確保する必要がある。

農村地域を取り巻く状況や環境の変化等により、農業用水路の汚濁が進行し、悪臭の発生等、農業生産環境や生活環境の両面に大きな問題が生じている。

また、降雨時には氾濫、溢水することもあることから、被害防止等の改善をする必要がある。

## ④ その他

近年の環境問題は、社会経済の進展や生活様式の変化による主に日常生活に起因するものに変化しており、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の環境問題となっている。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に対する意識啓発を図るため、行政と住民が一体となった環境学習を実施する必要がある。

快適に暮らせる環境を確保するため、生活排水や騒音等の生活環境に関する要望等に対応するほか、自治会や各種団体が行うクリーンアップなどの自主的な清掃活動に対する支援を行うことで、生活環境の保持と向上を図る必要がある。

また、住民が憩う公園をはじめとする地域の豊かな自然を守り育み、未来に引き継ぐことが必要である。

さらに、過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点からその適正な管理が必要となっている。

なお、老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、安全安心な生活環境の確保と景観保全のための取り組みを進める必要がある。

## 2 その対策

## (1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

### ① 簡易水道等の整備

ア 地域の意向を踏まえた施設整備事業を推進するとともに、更新事業や事業統合の実施に当たっては給水区域の見直しを行うなど、財政状況、費用対効果及び加入率等を十分に検証し拡張の可能性について検討する。

イ 近年の節水傾向や少子高齢化の進行等に伴う水需要の減少等、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、事業環境の把握に努めるとともに、施設の老朽度に関する機能診断調査結果等や災害時給水拠点施設（病院等）への給水優先度などを総合的に勘案し、事業の統廃合も含めた更新事業を計画的かつ定量的に進めていく。併せて、中長期的な視点で経営状況や財務状況を把握し、これまで整備した資産を効率的・効果的に管理、活用を図るため地方公営企業法の適用に向けた取り組みを進める。

### ② 下水処理施設等の整備

ア 公共水域の水質の保全を図るため、健康で衛生的な生活にも資する秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲処理区）及び流域関連公共下水道・公共下水道の早期完成を促進する。

イ 流域関連公共下水道、公共下水道、農業集落排水施設の処理区以外においては、合併処理浄化槽の設置を進め、下水道等未整備地域の水洗化を促進する。

ウ 整備済み施設の老朽化による損傷・劣化等を把握し、突発的な機能損傷を未然に防ぐため、下水道施設の長寿命化に向けた改築工事や統廃合など費用対効果の高い維持管理を図る。

エ 市街地においては、浸水被害を防止するため都市下水路の整備を進める。

## (2) 消防・救急施設の整備

ア 地域防災計画並びに消防施設・設備整備計画と整合を取り、小型動力ポンプ、積載車、格納庫等の消防施設について大曲仙北広域市町村圏組合と連携しながら整備・更新を図るとともに、緊急度の高い地域の消火栓、防火水槽等の消防水利施設の整備や災害時備蓄品を充実させ、地域住民の生命、身体、財産の安全確保に努める。

イ 女性消防団や機能別団員制度を積極的に活用し、消防団員の充足や資質の向上に努める。

ウ （仮称）大仙市総合防災情報システムの整備について検討する。

エ 地域としての防災能力を向上させるため、地域住民による自主防災組織の結成及び育成を支援するとともに、住民の防災意識の啓発を図る。

オ ハザードマップの更新や防災ラジオの導入と普及により、災害時の地域住民の迅速な避難体制の確立を図る。

## (3) その他生活環境等の整備

### ① 廃棄物処理施設

ア 循環型地域社会の形成に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リ

- ユース）・再生利用（リサイクル）を促進するため、分別収集の周知徹底や廃食用油の利活用を図るなど、ごみの減量化と資源の有効活用を推進する。
- イ ごみの減量化には、住民一人ひとりの取り組みが重要であることから、住民の環境意識の高揚を図るため、ごみ処理や環境に優しいライフスタイルなどに関する情報提供を行う。
- ウ 将来の人口減少や減量化の取り組みによるごみ排出量の減少への対応や、廃棄物処理施設の維持管理経費の軽減を図るため、廃棄物処理の広域化に向けた作業を進める。
- エ ごみの不法投棄防止対策として、各地域に不法投棄防止監視員を委嘱し巡回を強化するほか、監視カメラを設置するなど、各種施策を積極的に推進するとともに、住民に対し機会あるごとにごみの減量化の重要性について周知徹底を図る。
- オ し尿・浄化槽・下水道における汚泥処理については、脱水・乾燥処理機械等による堆肥化などの有効活用を図り、環境に配慮した廃棄物処理を行う。

## ② 公営住宅

- ア 既存の公営住宅については、長寿命化を推進するため計画的な改修及び設備の更新を実施しながら明るく住みよい環境整備を図る。
- イ 若者定住の促進や住宅需要に対応し、地域特性を考慮しながら一戸建住宅や集合住宅等の良質な公営住宅の整備、並びに民間賃貸住宅を活用した借り上げ型公共賃貸住宅の提供を検討する。

## ③ その他生活環境施設

- ア 西仙北火葬場については、平成 27 年度に解体工事に係る実施設計を行っており、平成 28 年度に解体工事を行う。
- イ 市営墓地については、需要に対して空き区画が少ない大曲墓園の区画増設と利用者の利便性を念頭においた設備等の計画的な整備を行っていく。
- ウ 市管理河川については、自然環境や景観に配慮した工法で整備し、地域住民の生命や財産の安全確保とともに災害に強い地域づくりに努める。また、河川の環境整備・保全についても計画的に推進する。
- エ 自然災害の未然防止を図るため、急傾斜地崩落防止施設の整備等の対策を推進する。

## ④ その他

- ア 環境学習により、普段の暮らしと環境問題との関わりを知り、環境保全について自ら考え、環境に配慮した行動を積み重ねる中で、環境に優しいライフスタイルを身につけて行く必要がある。ごみの分別・リサイクル、省エネルギーなどへの取り組みを通じて、環境問題について考える機会を住民や事業所に提供することにより、地球温暖化防止に貢献する。
- イ 自治会等が自主的に行うクリーンアップや側溝清掃などの環境美化活動やごみ集積所整備を支援し、公衆衛生と生活環境の向上を図る。
- ウ 住民ボランティアの協力を得ながら、公園や学校、地域の公共施設などに生育する桜等の樹木の育成・保護事業を計画的に推進する。

- エ 市民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進するため、倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等について、解体・撤去などの未然防止対策を推進する。
- オ 市民の安全安心な生活を守り、住環境の保全と景観の保全整備を図るため、使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を推進する。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境の 整備	(1)水道施設				
		上水道	藤木上橋架替えに伴う上水道添架管布設替事業	市	
			配水施設拡張改良整備事業（大曲）	市	
			浄水場施設改良事業（大曲）	市	
			大曲上水道宇津台浄水場施設整備更新事業（大曲）	市	
			仙北中央地区簡易水道整備事業	市	
		簡易水道	淀川地区簡易水道水源新設事業	市	
			協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業	市	
			成瀬ダム負担金負担事業 刈和野地区、大沢郷地区、南外地区取水負担金	国交省	負担金
		その他			
	(2)下水処理施設	公共下水道	公共下水道事業（大曲） 計画面積 A=1,145ha	市	
			公共下水道事業（神岡） 計画面積 A=270ha	市	
			公共下水道事業（西仙北） 刈和野浄化センター長寿命化事業	市	
			生活排水処理施設整備事業 （施設改修・統合工事）	市	
			特定環境保全公共下水道事業（南外） 計画面積 A=76ha	市	
			特定環境保全公共下水道事業 強首浄化センター長寿命化事業	市	
			特定環境保全公共下水道事業 協和中央浄化センター長寿命化事業	市	
		農村集落排水施設			
		地域し尿処理施設			
		その他	秋田湾・雄物川流域下水道事業建設費負担事業	県	負担金
合併処理浄化槽設置整備事業	市				



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場回転円板装置等改修事業（大曲）	市	
		一般廃棄物最終処分場色度除去施設手動五方弁更新事業（大曲）	市	
	し尿処理施設			
	その他			
	(4) 火葬場	西仙北火葬場解体事業【ソフト】	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 (消火栓 5 基)	市	
		消防施設整備事業 (小型動力ポンプ付積載車25台)	市	
		消防施設整備事業 (格納庫 3 棟、ホース乾燥塔15基)	市	
		消防車輛更新等負担事業 (ポンプ車 5 台、救急車 5 台、はしご付きポンプ車 2 台)	広域市町村 圏組合	負担金
		広域消防本部改築事業	広域市町村 圏組合	負担金
	(6) 公営住宅	住宅・建築物安全ストック形成事業 (市所有特定建築物・診断改修) 【ソフト】	市	
		市営住宅維持管理事業（大曲）	市	
		市営住宅維持管理事業（神岡）	市	
		天神前市営住宅建替事業（西仙北）	市	
		市営住宅維持管理事業（西仙北）	市	
		市営住宅維持管理事業（中仙）	市	
		市営住宅維持管理事業（協和）	市	
		市営住宅維持管理事業（南外）	市	
		市営住宅維持管理事業（太田）	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>空き家等の適正管理事業</p> <p>①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するための適正な管理が必要である。</p> <p>②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費について所有者に対し助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。</p> <p>③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	危険空き家等所有者 市	補助金
		<p>災害に強いまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災に対する意識の高揚、地域としての防災能力の向上を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。</p> <p>③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	自主防災組織 市	補助金
		<p>防災ハザードマップ更新事業</p> <p>①事業の必要性：洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配付することにより、災害の発生を前提に住民の自主的な避難を促すことで人的被害を軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：国土交通省で現在見直しを行っている浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配付する。</p> <p>③事業効果：地域での災害の発生を前提に住民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域地域防災力の向上が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>防災ラジオ普及事業</p> <p>①事業の必要性：現在、大仙市では迅速な緊急情報の周知のため登録制メールによって防災情報を伝達しているが、目が不自由な方のための音声による伝達やメールシステムがダウンした場合に備えた情報伝達体制の多重化が必要である。</p> <p>②事業内容：地域のコミュニティFM局から起動信号とともに発信することにより、電源がOFFの状態でも自動で起動し、他局の放送を聞いていても割り込んで放送を受信する防災ラジオを貸与及び販売することにより普及を図る。</p> <p>③事業効果：地域住民が災害情報を迅速に入手することにより、自主的な避難行動と、地域住民が相互に声を掛け合って集団で避難することが可能となり、過疎地域における地域防災力の向上が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(8)その他		下水道施設長寿命化対策事業 ①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全の等の役割を担う下水道施設は今後急速に老朽化することが確実であり、良質な下水道サービスを持続的に提供するために計画的な維持管理が必要である。 ②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。 ③事業効果：持続的な下水道事業運営の確保と、地域の快適で環境にやさしい生活環境の創出ができる。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
		公共施設等解体撤去事業 ①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、生活環境の危険防止と景観保全のための解体撤去を行う必要がある。 ②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。 ③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
		桜守プロジェクト事業（市民協働による桜環境保全） 【ソフト】	市	
		森林病虫害等防除対策事業【ソフト】	市	
		有害鳥獣駆除事業【ソフト】	市	
		川港親水公園整備事業	市	
		児童公園フェンス改修整備事業	市	
		河川緑地運動公園整備事業	市	
		公園遊具改修整備事業（大曲）	市	
		市民ゴルフ場整備事業	市	
		姫神公園給水設備事業	市	
		中川原コミュニティ公園釣り沼整備事業	市	
		大佐沢公園整備事業	市	
		中仙地域公園改修事業	市	
		ふれあい親水公園整備事業	市	
	太田南部地区（横沢）公園整備事業	市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道水害対策事業	市	
		河川改修事業（大曲）	市	
		河川環境整備活動推進事業【ソフト】	自治会	補助金
		住宅・建築物安全ストック形成事業 （市民・診断改修）【ソフト】	民間	補助金
		環境学習推進事業【ソフト】	市	
		廃棄物減量化対策事業【ソフト】	市	
		環境衛生事業【ソフト】	市	
		ごみ集積所設置補助事業【ソフト】	自治会	補助金
		墓地公園整備事業（大曲墓園）	市	

## 第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされている。本市では、これまで築いてきた関係機関や各種団体等の地域福祉ネットワークのさらなる連携強化を図りながら、地域の社会資源の活用と新たな資源開発に取り組み、市民、行政、関係機関や団体等が「自助」・「共助」・「公助」それぞれの役割を果たしながら、地域の特性に応じて地域全体で高齢者の生活を支えることが出来る「支え合いの地域づくり」を目指す。

高齢化が進行する中で、高齢者の健康増進と、健康寿命延伸のために、地域を主体とした健康づくり事業や介護予防事業を推進し、加齢や疾病を起因とする生活機能の低下を予防し、要介護状態となることを出来るだけ遅らせるための予防対策に取り組む。

高齢者自身が地域社会を担う一員として、これまで培ってきた知識や技術、経験等を、健康づくりや趣味・スポーツ等を通じた生涯学習活動、世代間交流活動やボランティア活動などの場で発揮できるよう、社会参加の機会や場の提供など、高齢者の自立と生きがいづくり、社会貢献などを総合的に支援する。

また、生活習慣病に関する知識の提供や生活習慣改善に向けた健康教室、健康相談を実施するほか、生活習慣病予防のために住民が行う自主的な取り組みを支援し、自分の健康は自分で守るという一人ひとりの意識の醸成を図る。

加えて病気の予防、早期発見・早期治療のため、関係機関との連携と協力のもと、身近な会場で受診できる利用しやすい健(検)診体制の整備に努める。

### (2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

医療や介護が必要となっても、必要とするサービスが受けられるよう、介護サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、医療・介護が切れ目なく継続的に提供できる、在宅医療・介護連携の体制を構築する。

また、新しい総合事業の実施により、日常生活圏域の中で、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう、高齢者の総合相談、支援機関としての地域包括支援センターの体制強化を図る。

施設整備については、特別養護老人ホームの入所が居宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、機能の重点化が図られたことから、施設入所の必要性が高い要介護者の優先入所による、施設入所希望者の待機期間の短縮と待機者の減少を目指すとともに、出来る限り身近な地域で介護を受けながら生活できるよう、地域密着型サービスの基盤の拡充、特に医療と介護が連携した看護小規模多機能型居宅介護の整備を目指す。

加えて、家族介護者に対する支援事業や日常生活上、介護サービス以外の何らかの支援が必要な高齢者に対する生活支援サービスの充実を図る。

### (3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

未婚化・晩婚化・少産化などにより少子化が進んでいる中で、安心して子どもを産み、子育てを楽しみ、さらには子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組むなど、子育てを社会全体で支援する仕組みを構築していく。

このため、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもがこころ豊かで健やかに育ち、安心して子育てができるまち大仙市」の実現を目指すことを基本理念として各種施策を推進する。

また、地域や地域の事業者などとの連携・協力により、子育てと仕事を両立することができ、精神面や経済面等での様々な負担感を解消させられるように、地域社会全体で支える子育て環境を整備する。

障がい者（児）に対するサービスは、地域の実情に応じて、適切に提供できるよう体制の整備を図るとともに、住民の障がいに対する理解を深め、障がい者（児）の社会参加を積極的に支援し、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を送れるよう福祉施策の充実を図る。

また、家族形態の多様化に対応し、母子・父子家庭及び寡婦（夫）が自立した生活を送ることができるよう個々の家庭の事情に十分配慮しながら、相談体制の充実や施策・取り組みについての情報を提供し、母子・父子家庭及び寡婦（夫）の自立促進に向け支援の充実を図る。

## 1 現況と問題点

### (1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

地域住民に対する保健活動については、保健センターを核として地域の医療機関等と連携し、健康づくりに対する意識啓発や各種の指導、住民が主体となった健康の保持増進を支援する環境の整備など、総合的な健康づくりに努めており、併せて、各種検診の充実や疾病の早期発見など健康づくりと一体となった総合的な保健対策を進め、地域が一丸となって生涯を通じた健康づくりを推進している。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的とした健康教育や健康相談を実施するとともに、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図るため、日曜健（検）診、追加検診、未受診者に対するコール・リコール事業などを実施している。平成26年度における受診率は、特定健診 39.1%、胃がん検診 15.4%、子宮がん検診 21.4%、乳がん検診 24.1%、大腸がん検診 34.7%、胸部総合検診 34.3%となっており、秋田県平均をおおむね上回っている。

また、平成26年の本市における生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡率は、10万人当たり777人と高い状況にあり、各種健（検）診の受診率向上による、疾病の早期発見と早期治療を推進し、生活習慣病による死亡率の低下に努める。さらに、精密検査の受診率が100%となるように受診勧奨に努める必要がある。

少子高齢社会や核家族化の急速な社会環境の変化に伴い、地域の身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、その結果として地域社会において高齢者の孤立化、孤独死、自殺、消費者被害などの深刻な事態が発生している。

また、ひとり暮らし高齢者等の増加により生活支援のニーズが多様化し、従来の福

祉行政の対応だけでは困難なケースが生じていることから、「自助」や「公助」とともに地域の相互扶助を基本として「共助」の領域拡大が重要である。

平成 27 年 3 月末における本市の高齢者人口（65 歳以上）は 29,004 人、全人口に占める高齢化率は 33.7%で超高齢社会を迎えており、現行計画策定前の平成 22 年 3 月末の高齢化率と比較して約 3%増加している。これは高齢者人口の増加のほか総人口の減少も影響しており、今後も総人口の減少と高齢化率の上昇は続くと推計されている。

また、介護保険制度における本市の 65 歳以上の要介護認定者数は、平成 27 年 3 月末では 6,078 人、平成 22 年 3 月末の 4,927 人と比較し約 1,100 人増加し、これに伴い介護サービス給付費が約 1 億 8 千万円増加している。

このような状況下において、介護保険給付費の増加は、介護保険財政を切迫させるとともに、介護保険料の上昇により高齢者の生活にも影響を与えることから、高齢者が地域で安心して暮らすためには、介護保険サービス以外の介護予防対策や認知症施策の推進、地域全体で高齢者を支える生活支援体制の整備など、医療・介護・予防・生活支援等が連携して、高齢者を包括的にサポートできる地域包括ケアシステムの構築が急務である。

## （2）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

### ① 児童福祉

母子保健事業については、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦の健康・栄養相談、パパママ教室、乳児家庭訪問、乳幼児健診の実施など、妊娠、出産、育児までを切れ目なく支援し、母子の健康管理と育児支援に努めている。また、関連事業においては、受診勧奨や個別支援に重点を置き、実施率や参加率の向上に努めている。

未来を担う児童の健全育成は、何にも増して重要であるが、本市の総人口と同様に、児童の人口も今後減少し、就学前児童では平成 27 年 4 月時点の 3,189 人に比較し、平成 32 年には約 580 人の減少が見込まれている。

市には、保育サービス等を提供するため、認可保育所（保育園）24 施設、認定こども園 5 施設、へき地保育所（保育園）2 施設、小規模保育施設 1 施設、幼稚園 2 施設のほか、放課後児童クラブ 21 カ所、地域子育て支援センター 8 施設、地域子育て支援拠点施設（子育てひろば）3 施設、児童館 13 施設が整備されているが、施設の老朽化による改築や統廃合、地域のニーズに応じた施設の多機能化を図るための整備や、就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっている。

### ② 障がい者（児）福祉

平成 25 年 4 月から、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されており、障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の対象となる障がい者等（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等）へ、障がい種別に関わりなく共通の福祉サービスが提供されている。

現在、本市では、障がい者（児）が必要なサービスを受けられるよう提供体制の整備を図っているが、利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を充実させ、障がい者が地域で安心して生活できる環境の整備や拡充の必要がある。

### ③ 母子・父子福祉

離婚の増加等により、ひとり親家庭が急増している中で、母子・父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法や母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て支援や生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援策について、地域の母子・父子家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していく必要がある。

## 2 その対策

### (1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ア がん、生活習慣病の予防と早期発見及び早期治療を図るため、各種健（検）の受診率の向上と精密検査の受診の促進に努める。
- イ 自殺対策については、相談事業の拡充やメンタルヘルスサポーターの養成など、市民、関係機関、行政が連携を図りながら包括的な取り組みを推進する。
- ウ 保健・福祉に対するニーズが多様化していることから、行政サービスでは対応が困難な部分について、地域内の住民、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員などが連携し、地域住民相互の助け合いや見守り体制の整備強化を図る。
- エ 医療や介護、生活支援がより機能するための日常生活圏域の設定と、それらの支援の中心的機能を果たす地域包括支援センターの適正数の設置及びその機能強化により、今後市が取り組む「新しい総合事業」の実施体制を確立する。
- オ 地域包括支援センターと医療・介護・保健・福祉等の関係機関が連携を図りながら、認知症の予防、早期発見、早期対応に加え、住民の認知症についての正しい知識の普及に努めるとともに、認知症高齢者及びその家族を見守り支える仕組みや体制を構築し、認知症施策の一層の充実を図る。
- カ 高齢者の自立した生活の維持を支援するための総合的な支援を行う。特に、介護保険制度における要介護及び要支援に該当しない高齢者も健康を維持し、社会参加や生きがい活動などに積極的に参加できる機会や場の提供に努める。
- キ 施設整備については、入所希望者の待機期間の長期化を解消するため、補完的に他の介護保険サービスの利用を促しながら、将来的な高齢者数の減少に起因する要介護者数の減少を見据えた需給バランスと実状を考慮しながら弾力的に進めていく。
- ク ライフスタイルの変化にともない、食事や運動などの生活習慣も変化しており、生活習慣病による死亡率が高まっている。このため、運動習慣の定着や健康的な食習慣の実践など、疾病予防と健康増進につながる個人の健康づくりを支援し、住民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備に努める。

### (2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

#### ① 児童福祉



- ア 出産を控えた親に対する準備教育や子育てに関する情報提供等、小児科医との連携を図り様々な支援体制の整備に努め、妊娠、出産、育児を通して親と子が心身ともに健やかに暮らせるようにする。
- イ 市内全ての地域に子育て支援センターを設置し、気軽に相談できる体制の整備に努めるほか、育児ボランティアの育成と活用に取り組み、子育てに対する不安の解消や親子の交流など、子育てに対する身体的・精神的負担の解消や育児支援の充実を図る。
- ウ 多様化する保育ニーズへの対応や保育待機児童の発生防止に資するため、一時保育や延長保育などの特別保育を拡充する。併せて、保育料の見直しや各種手当等給付により、生活基盤が弱い若い子育て家庭でも、安心して子育てができる環境を整備する。
- エ 児童の健全育成を図るため、各地域で利用ができるよう放課後児童クラブを増設するほか、世代間交流などを実施し、地域社会全体での子育て支援が推進されるよう体制を確立する。
- オ 急速に進む少子化傾向の中で、利用者の多様なニーズに応じた認可保育所、認定こども園等児童福祉施設の整備を推進する。
- カ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療に要する費用助成を実施する。
- キ 福祉部門を中心とした行政の横断的な取り組みにより、保健・医療・福祉・教育が一体となって、多様な保育ニーズへ対応するための総合的な子育て支援を推進する。

## ② 障がい者（児）福祉

- ア 障がい者（児）に対するサービスは、利用者のニーズに対応し、サービス事業提供者の新規参入の促進や提供量の拡大等、地域の実情に応じて障がい者に対する提供体制の整備に努める。
- イ 障がい者（児）が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、住民の障がいに対する理解を深め、障がい者（児）の社会参加を積極的に支援するとともに、福祉施策の充実を図る。

## ③ 母子・父子福祉

- ア 家族形態の多様化に対応し、母子・父子家庭が自立した生活を送ることができるよう個々の家庭の事情に十分配慮しながら、相談体制の充実や施策・取り組みについての情報を提供していく。
- イ 母子・父子家庭が就業に必要な能力開発や資格取得のために、教育訓練講座の受講又は養成機関においての修業に対し、給付金を支給することで経済的自立を支援していく。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1)高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター			
	老人ホーム	特別養護老人ホーム愛幸園屋根防水等改修事業	法人	補助金
		特別養護老人ホーム桜寿苑ナースコール等更新事業	法人	補助金
	老人福祉センター	神岡福祉センター耐震補強事業	市	
	その他			
	(2)介護老人保健施設	介護老人保健施設幸寿園真空管温水ヒーター等更新事業	市	
		介護老人保健施設八乙女荘パネルヒーター等更新事業	市	
	(3)児童福祉施設			
	保育所	法人立保育所補助事業（大曲保育会）	法人	補助金
		法人立保育所施設整備費補助事業（大空大仙）	法人	補助金
		法人立保育所補助事業（大仙ファミリーサポート）	法人	補助金
	児童館	児童館管理運営事業【ソフト】	市	
	障害児入所施設			
	(4)認定こども園			
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施設			
	地域活動支援センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6)母子福祉施設			
(7)市町村保健センター及び母子健康センター				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8)過疎地域自立促進特別事業	<p>高齢者生活支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、人口が減少する中で、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。</p> <p>②事業内容：高齢者やその家族に対し、介護予防、生活支援及び家族介護支援のため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。</li> <li>・介護予防デイサービス／要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。</li> <li>・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。</li> <li>・緊急通報体制等整備／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。</li> </ul> <p>③事業効果：高齢者の自立した生活の継続と生活の質の確保を図るための総合的な支援を行うことで、高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>乳幼児保育推進事業</p> <p>①事業の必要性：多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：乳幼児が年度途中に保育所に入所することが困難な状況にあることから、途中入所に備えた保育士を確保するための経費を助成する。</p> <p>③事業効果：入所をいつでも受け入れできる体制を整えることで、保育待機児童の発生が防止され、子育てで世帯の生活安定につながることから、安心して子育てができる環境の整備が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	法人	補助金
		<p>高齢者等除雪サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：高齢者のみの世帯等に対し、道路除雪車により家屋前におかれた雪塊等の除排雪を実施するほか、当該世帯の巡回調査を行い、必要に応じて家屋の除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。また、独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口・通路・住宅周りの雪下ろしにかかる経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果：高齢者等の自立した生活の継続を図るための支援を行うことで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>買い物空白域解消対策事業</p> <p>①事業の必要性：近隣の商店の撤退や高齢化等の進展から、日常の買い物に不便を感じる「買い物弱者」と言われる方が増えていることから、継続的な買い物機会の提供を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：生鮮食料品や生活必需品の販売を、移動販売車により営業を行っている事業者に車両運行を委託し実施する。</p> <p>③事業効果：高齢化・縮小する市場においても地域コミュニティにおける買い物機能の確保・維持が図られるほか、高齢者の日常の見守り等の機能も併せ持つものであり、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(9)その他		温泉ふれあい入浴サービス事業【ソフト】	市	
		はり、灸、マッサージ施術費助成事業【ソフト】	市	
		地域子育て拠点事業（子育てひろば型）【ソフト】	市	
		特別保育支援事業費補助事業【ソフト】	法人	補助金
		放課後児童健全育成事業【ソフト】	市	
		母子・父子自立支援員設置事業【ソフト】	市	
		家庭児童相談員設置事業【ソフト】	市	
		すこやか子育て支援事業【ソフト】	市	
		ファミリー・サポート・センター事業【ソフト】	市	
		病児・病後児保育事業【ソフト】	市	
		要支援児童保育対策事業【ソフト】	市	
		保育所地域活動事業【ソフト】	法人等	補助金
		フッ化物洗口事業【ソフト】	市	
		保健事業（各種がん健診等）【ソフト】	市	
		健康づくり推進事業（健康づくり、食生活、食育）【ソフト】	市	
		自殺予防対策事業【ソフト】	市	
		母子保健推進事業【ソフト】	市	
		こんにちは赤ちゃん事業【ソフト】	市	
		人工透析通院費支給事業【ソフト】	市	
		大仙市障がい者(児)タクシー券給付事業【ソフト】	市	
	身体障がい者療護施設整備事業費補助事業	法人	補助金	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		知的障がい者施設費負担事業	広域市町村 圏組合	負担金
		医療給付扶助事業【ソフト】	市	

## 第6章 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

住民が地域で安心して医療を受けられるように、中核病院である大曲厚生医療センターの機能強化に向けた取り組みを支援し、がん医療や救急医療などの高度医療の充実を図るとともに、病診連携の推進により地域医療体制を整備する。

また、大曲厚生医療センターに隣接する市健康増進センター、大仙市社会福祉協議会、大曲仙北医師会や、ハブ機能を有するショートステイやすらぎ等と連携し、近接する公共交通機関の拠点施設と一体となった、保健、医療、福祉のワンストップサービスを提供する。

市立大曲病院では、精神科医療や高齢化の加速により需要が高まっている認知症医療について関係機関と連携し、患者の地域生活を支える医療サービスの提供に努める。

さらに、不妊治療などの治療費が高額な医療に対しては助成制度を拡充し、治療を受ける市民の経済的負担の軽減を図り人口増加に努める。

### (2) 無医地区対策

平成26年度から本市において無医地区、無歯科医地区、準無医地区、準無歯科医地区の全てが対象から外れた。

### (3) その他の医療の確保対策

大曲厚生医療センターと市とで開催している大仙市医療行政連携連絡会において、大曲厚生医療センターの勤務医等の配置状況や医療従事者の接遇対応、医療機器の設置状況等について協議を行うとともに、市民ニーズに対応するための対策を講じ、医療機能の充実に努める。

また、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、大曲仙北広域市町村圏組合と市とで開催している大仙市医療行政懇談会において、地域医療やこれに付随する周辺環境について情報を共有し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制を整備する。

## 1 現況と問題点

### (1) 無医地区対策

無医地区が生じたときは、高齢化が進行し医療の需用が増大する中で、保健・医療サービスを十分に受けることができない地域が多く、交通事情が不便な一部の地域では患者輸送が必要となる。

### (2) その他の医療の確保対策

中核病院である大曲厚生医療センターにおいて、勤務医等の不足により常時開設できない診療科があるほか、地域医療においても安定確保に努めなければならない診療科があり、県や秋田大学医学部付属病院等と連携して医師等の安定確保に努めている。

また、市立大曲病院においては、秋田大学医学部付属病院に常勤医師の派遣を依頼

しており、今後も秋田大学医学部附属病院と連携を図りながら、医師の安定確保に努める。

大曲厚生医療センターに軽症患者や初診患者を含めた受診者が集中し、高度医療や専門医療を必要とする患者がスムーズに受診できない状況にあるため、大曲厚生医療センターと、日常的な診療を行う診療所がそれぞれの機能に応じた診療を分担することで、効率的で効果的な医療を提供する。

高額な経済的負担を伴う不妊治療など治療費の一部を助成することにより、市民の受診を促し少子化対策に努める必要がある。

## 2 その対策

### (1) 無医地区対策

無医地区が生じたときには、交通手段が不便な地域住民に対する患者輸送車の運行や、広域市町村圏組合が実施する休祭日及び夜間の救急患者診療体制への負担等により、地域住民に対する保健活動の強化等に努める。

### (2) その他の医療の確保対策

ア 市のどこに住んでいても、住民がいつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備を進め、病院や診療施設・高度な医療機器・医師等を充実させる。

イ 救急医療体制の強化を図るなど地域医療体制を計画的に充実させ、特定診療科を含め、疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービスが受けられる体制づくりを推進する。

ウ 広域的な視点に立ちながら、核となる大曲厚生医療センターを中心とした医療体制を充実させる。

エ 治療費が高額な不妊治療などへの助成を拡充し、少子化対策に努める。

### 3 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 医療の確保	(1) 診療施設				
	病院				
	診療所				
	巡回診療車（船）				
	患者輸送車（艇）				
	その他				
	(2) 特定診療科に係る診療施設				
	病院				
	診療所				
	巡回診療車（船）				
	その他				
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	特定不妊治療・不育症治療費補助金	<p>①事業の必要性：地域住民が住み慣れた家庭や地域の中で、いつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費の助成を行う。</p> <p>③事業効果：直接出産に結びつくため少子化対策としての効果が大きいことから、安心して子を産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市民	補助金
		大腸がん検診研究事業	<p>①事業の必要性：人口減少、少子高齢化が進む過疎地域であり、かつ、大腸がん死亡率の高い本市にあっては、地域住民が住み慣れた家庭や地域の中で、いつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備が必要である。</p> <p>②事業内容：便潜血検査に加え内視鏡検査による有効性評価を行う研究事業（国立がん研究センター、昭和大学）に参画する。</p> <p>③事業効果：大腸がんの早期発見・治療と死亡率の低下を目指す研究事業により、働き盛り世代等過疎地域振興の担い手減少の歯止め大きく寄与するものであり、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
	(4) その他	大曲仙北医師会費負担事業【ソフト】		医師会	負担金
		産科医等確保支援事業【ソフト】		医療機関	補助金



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		救急医療センター費負担事業【ソフト】	広域市町村 圏組合	負担金
		病院群輪番制事業費負担事業【ソフト】	広域市町村 圏組合	負担金
		救急医療運営支援事業【ソフト】	市	
		地域中核病院連携施設支援事業費【ソフト】	市	

## 第7章 教育の振興

### (1) 教育の振興の方針

児童生徒の減少に対応した県の少人数学習推進事業を推進していくが、少子化の進展を踏まえ、地域の理解を得た上で学校の位置、規模、通学区等の見直しを図る。

特に、持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成を目指し、児童生徒一人ひとりの生きる力として「総合的な学力」を育むため、ふるさと教育を基盤とする体験活動を重視したキャリア教育を関係機関と連携して推進する。

また、児童生徒が夢や希望をもち、その実現に向かって努力するために、基礎学力の定着とグローバルな視野に立って学びを深める資質・能力の育成を図る。

併せて、不登校や不登校傾向、及び様々な課題をもつ児童生徒に対する相談や支援の体制と特別支援教育の充実を図る。

社会教育等については、住民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、主体的に学習機会を選択して学び、学習成果を生かす人づくり・まちづくりを推進する。また、地域社会における世代間交流や各種活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育む。

加えて、住民による自主的な芸術・文化活動やスポーツ活動を積極的に支援し、生涯を通じて住民が学び、文化を育む心豊かに暮らせるまちづくりに取り組む。

### (2) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

公立小・中学校の施設整備については、他のインフラ同様、老朽化が深刻なことから、建築から相当年数を経過した校舎・屋内運動場について計画的に老朽化対策を講じ、必要な教育環境を確保する。また、地球温暖化防止のため、環境に配慮した施設整備を図る。

さらには、不要な学校施設（廃校施設を含む。）の解体撤去を進め、児童生徒や地域住民の安全確保を図る。併せて、特別支援教育など多様な教育内容に対処できる施設整備を図る。

学校統合により遠距離通学となった児童生徒を輸送するためのスクールバスが更新時期を迎えるため、スクールバスの更新を計画的に行い、これらのスクールバス運行業務を継続する。

教職員の業務用コンピュータや学校のインターネット環境を整備することは、今や必要不可欠なものとなっており、また、社会的に情報通信技術が急速に進展し、今後も更なる情報通信技術（ICT）の発展が予想されることから、これに対応できる児童生徒を育成するため、学習用及び教職員用のコンピュータ等の関係機器の整備を図る。

### (3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習活動の中心的役割を担う公民館や集会施設、図書館等の整備・改修を図り、住民のニーズに対応した施設機能の維持・向上に努め、いつでも学ぶことのできる環境を整備する。

スポーツ施設等の整備については、施設機能の維持・向上に努めるほか、老朽化や

使用頻度を踏まえ類似施設の統廃合を検討する。また、運動広場、グラウンド・ゴルフ場等のレクリエーション施設は、時代の要請に応じた改修等を進め、複合種目に対応できるよう計画的に整備し、スポーツ・レクリエーションによる交流人口の増加を図る。

## 1 現状と問題点

### (1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

#### ① 幼児教育

幼児期は自立性、協調性といった社会生活上の重要な資質が培われ、知的好奇心・探究心の急速な発達期待されるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期である。

この間に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより教育内容の5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のバランスを考慮し、心身の調和のとれた発達を促す総合的な教育・保育を展開するとともに、指導体制の強化を図るなど、より質の高い教育・保育環境の整備に努めなければならない。

本市においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものになってきている。このようなことから、認定こども園の設置など、幼保の連携を一層推進しつつ、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進し、各地域において子どもの健やかな成長を促す環境の整備を図る施策が望まれる。

表7-1 市立・法人立別幼稚園の状況

(単位:人)

施設内容		平成17年度		平成22年度		平成27年度	
		園数	在園者数	園数	在園者数	園数	在園者数
区分	市立	8	616	6	323	-	-
	法人立	1	20	2	124	2	107
計		9	636	8	447	2	107

(学校基本調査、各年5月1日現在)

#### ② 小・中学校教育

本市には小学校が21校、中学校が11校あり、各中学校区における校種間連携や地域との交流と連携による創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開されている。しかし、価値観の多様化、情報化社会の進展、コミュニティ意識の希薄化など教育に関する環境の変化による不登校や問題行動、ネットトラブル等の全国的な課題は本市においても見られる。

これらを踏まえ、学校と家庭・地域の緊密な連携・協力体制の維持・発展、児童

生徒間及び児童生徒と教職員間の信頼関係の更なる強化が望まれる。併せて、児童生徒が「総合的な学力」を身に付け、自立した人材として成長していけるように、豊かな体験活動や国際理解教育、情報モラル教育などの内容を見直すなどして、中学校区の小・中学校の連携はもとより、就学前教育施設や高等学校、大学等との異校種間交流による、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育の一層の充実を図る必要がある。

一方、学校施設については、建築後30年以上経過した校舎・屋内運動場が全体の50%超を占めており、改築までの全国的な平均年数が約40年であることから、老朽化対策が大きな課題となっており、多大な経費を要することが予想される。また、地球温暖化防止のため、環境に配慮した施設整備も求められている。さらに、廃校施設のプール等や小・中学校の利用しなくなった合宿所等の老朽施設もあることから、安全確保のため、これらに対処する必要がある。併せて、特別支援教育など多様な教育内容に対処するため、バリアフリー化等を推進する必要がある。

加えて、学校統合により遠距離通学となった児童生徒を輸送するためのスクールバスが一部更新時期を迎えるが、引き続き、スクールバス運行业務を継続する必要がある。

また、教職員の業務用コンピュータや学校のインターネット環境を整備することは、今や必要不可欠なものとなっている。今後も更なるICTの進展が予想されることから、これに対応するため、学習用及び教職員用のコンピュータ等の関係機器の整備を図る必要があるが、いずれも多大な経費を要する。

表7-2 児童生徒数・学級数の推移

(単位:人)

区分	平成17年度		平成22年度		平成27年度	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	245	4,803	224	4,056	203	3,704
中学校	93	2,702	91	2,282	87	1,967
計	338	7,505	315	6,338	290	5,671

(学校基本調査、各年5月1日現在)

## (2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

### ① 生涯学習

高度情報化社会の進展や生活水準の向上、余暇時間の拡大、地域ニーズの高度化等社会構造の変化に伴い、生涯各期において学び続けることを望む住民が増加し、住民の学習意欲が高まるとともに学習志向も多様化してきている。これに加え、少子高齢化、核家族化、環境・健康志向の向上など、現代的課題に対応したそれぞれの課題解決のための事業体制の確立が求められている。

また、住民がそれぞれの興味・関心に応じ、芸術や文化等に親しむことなどの生涯学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体等との緊密な連携と図書館、公民館などの社会教育施設等の整備、適正配置による総合支援体制の確立を

図り、生涯学習環境の充実に努める必要がある。

一方、それぞれの地域の自立を促進するためには、幅広い人材育成が必要不可欠であり、特に地域に残って自らの地域を担おうとする若者に、希望と機会を与えることも重要である。

## ② スポーツ・レクリエーション

現代社会のライフスタイルの変化に伴い、ジョギングやウオーキング、グラウンド・ゴルフやパークゴルフ等といった余暇時間を利用した「意識的に行う軽スポーツ」が普及してきている。

これは、スポーツ活動について、これまでの競技スポーツ中心の意識から、誰もが気軽に主体的・継続的に親しむことができる生涯スポーツへの住民意識の変化であり、今後も各年代層に応じた日常的に気軽に楽しめるスポーツの普及が望まれている。

また、スポーツ活動促進のため、体育協会・スポーツ少年団等の組織強化を図ることはもとより、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を積極的に推進し、地域コミュニティの強化につながる場を提供していく必要がある。

スポーツ施設等については、既存施設の老朽化に伴い、類似施設の統廃合も視野に入れながら、時代の要請に応じた改修・整備に努めていかなければならない。

## 2 その対策

### (1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

#### ① 幼稚園教育

ア 就学前教育の重要性に鑑み、幼稚園と保育所との連携を深めるとともに、園と家庭・地域との連携強化及び幼保・小の連携体制の確立を図り、情報交換や相互参観、留学生との交流等を通じて、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実に努める。

イ 家庭教育の充実と教育力の向上を目指すほか、保護者のニーズを踏まえ、地域に施設を開放したり機能を提供したりするなど、場の充実を図るとともに、育児へのストレスや悩み、不安を解消できるよう相談体制の確立を図る。

ウ 幼稚園等施設については、入園児の減少や核家族化の進行、共働き家庭の増加等を踏まえ、認定こども園の設置の推進と併せその整備充実に努める。

#### ② 小・中学校教育

ア 本市の特徴である恵まれた自然環境の中で、児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進のため、学校と家庭や地域社会が一体となった開かれた教育活動を推進するとともに、グローバルな視野に立って学びを深める資質・能力を育成する教育内容の充実と基礎学力の定着を図り、教育水準の向上に努める。

イ 児童生徒の発達や学びの連続性及び系統性が今まで以上に重視されることを踏まえ、幼・小、小・中、中・高及び特別支援学校や大学などとの異校種間の交流と連携による教育活動を積極的に進めるとともに、児童生徒のキャリアアップを

図る体験的な学びの機会の充実と、地域と学校が双方向の関係で互いの活性化を図るなどして、児童生徒の主体的な学習態度の育成や学習意欲の喚起を図る。

ウ 施設整備については、耐震化事業を優先して児童生徒の安全安心を確保しながら、学校規模適正化を考慮した校舎・体育館等の改築や大規模改修、空き校舎の利活用に向けた維持補修、屋外教育環境整備等を計画的に進めるとともに、学校給食施設やスクールバスの購入等学校教育関連の整備・充実を図る。

## (2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

### ① 生涯学習

ア 住民一人ひとりが充実した人生を送るために必要不可欠な、住民自身による生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、指導者と協働しながら学習意欲を喚起し動機付けを進めるとともに、指導者の育成や学習機会の充実、図書館、公民館などの生涯学習施設等の総合的な学習環境の整備・充実、質の向上等、生涯学習推進基盤の確立を図る。

イ 生涯学習と行政のまちづくり事業・施策との連携を進めるため、学習者が主体的に地域活動に参加する気運を醸成するようなボランティア研修等の開催を通じ、学習活動成果を反映したまちづくりへの展開を図る。

ウ 生涯学習活動の中心的役割を担う公民館や集会施設等において、地域実情や求められる役割など公共施設の見直しと整備・改修を図り、住民のニーズに対応した施設機能の維持、向上に努め、いつでも学ぶことのできる環境を整備する。

エ 子どもたちに放課後や週末において、地域に根ざした様々な体験活動や地域住民との交流の場を提供するなど、豊かな人間性と個性を育む活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整備する。

オ 本市の子どもたちが本に親しみ、自らの力で読書する意欲を高め、生涯にわたり読書をする習慣を培うため、家庭・地域・学校等の協力、連携の下に読書活動を推進する。

### ② スポーツ・レクリエーション

ア 生涯スポーツや競技スポーツの充実を図るため、指導者の育成、各種体育行事やスポーツ教室・健康教室等の積極的な促進と、体育協会・スポーツ少年団等の組織の独自運営を推進する。

イ 住民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの人々がスポーツを楽しめる地域コミュニティとしての総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進する。

また、これまで市が主催してきたスポーツ行事や教室の実施についても、スポーツクラブ事業へ移行していく。

ウ 施設整備については、老朽化や使用頻度を踏まえ、類似施設の統廃合を検討する必要がある。また、運動広場、グラウンド・ゴルフ場等のレクリエーション施設については、住民のニーズに応じた改修等を進め、複合種目に対応できるよう計画的に整備し、スポーツによる交流人口の増加を図る。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎等維持補修事業	市	
		昇降機改修事業（大曲小、大曲中）	市	
		電気保安設備改修事業（角間川小、中仙小、協和中、内小友小、大曲小、仙北中、清水小、高梨小、大曲西中、旧土川小、太田東小、豊成中、豊岡小、太田南小、太田中）	市	
		大規模改修事業（トイレ・下水道切替）（大曲小、太田中、大川西根小、仙北中、藤木小、平和中、豊川小、大曲西中、東大曲小、南外中、大曲南中）	市	
		大規模改修事業（大曲西中外壁）	市	
		校舎屋根改修事業（大川西根小、神岡小、平和中）	市	
	屋内運動場	屋内運動場屋根改修事業（神岡小、平和中）	市	
	屋外運動場	西仙北中学校陸上競技場改修事業	市	
	水泳プール	大曲中学校プール建設事業	市	
		プール設備改修事業（内小友小、中仙小）	市	
	へき地集会施設			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業 （神岡1台、南外3台）	市	
	給食施設			
	その他	教職員コンピュータ管理及び小・中学校コンピュータ及びインターネット事業	市	
		I C T機器環境整備事業	市	
		廃止危険施設解体事業（大曲西中学校旧合宿所、旧稲沢小学校校舎、大曲南中学校プール、旧土川小学校プール、仙北中学校プール）	市	
		学校施設長寿命化計画策定事業【ソフト】	市	
	仙北中学校駐輪場改築工事	市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		大曲中学校駐車場整備事業	市	
	(2)幼稚園			
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	花館公民館維持修繕事業	市	
		藤木公民館維持補修事業	市	
		四ツ屋公民館維持補修事業	市	
		角間川公民館維持補修事業	市	
		かみおか嶽雄館改修事業	市	
		北檜岡公民館維持補修事業	市	
		神岡中央公民館神清水分館維持補修事業	市	
		西仙北中央公民館改修事業	市	
		西仙北中央公民館維持補修事業	市	
		西仙北公民館大沢郷分館維持補修事業	市	
		西仙北公民館土川地区分館維持補修事業	市	
		中仙公民館長野分館維持補修事業	市	
		中仙公民館清水分館維持補修事業	市	
		中仙公民館豊川分館維持補修事業	市	
		協和公民館維持補修事業	市	
		協和公民館淀川分館維持補修事業	市	
		南外公民館維持補修事業	市	
		仙北公民館維持補修事業	市	
		太田公民館維持補修事業	市	



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	集会施設	サンクレスト大曲維持補修事業	市	
		青少年ホーム維持補修事業	市	
		神岡農村改善センター維持補修事業	市	
		音楽交流館維持補修事業	市	
		八乙女交流センター体育館整備事業	市	
		大盛館改修事業	市	
		大盛館維持補修事業	市	
		農林漁業者創作研修センター維持補修事業	市	
		太田文化プラザ（太田）耐震診断事業	市	
	体育施設	神岡野球場改修事業	市	
		スポーツ施設環境整備事業	市	
		大仙市民体育館整備事業	市	
		大仙市民プール整備事業	市	
		総合公園野球場整備事業	市	
		市内野球場スコアボード改修事業	市	
		総合公園テニスコート整備事業	市	
		大曲武道館改築事業	市	
		パークゴルフ場整備事業	市	
		大曲ファミリースキー場リフト整備事業	市	
		B&G神岡海洋センタープール改修事業	市	
		嶽ドーム改修事業	市	
		神岡体育館改修事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		サン・ビレッジ中仙整備事業	市	
		八乙女運動公園テニスコート改修事業	市	
		八乙女運動公園整備事業	市	
		八乙女球場観客席ベンチ取替改修事業	市	
		八乙女球場トイレ（洋式化）改修事業	市	
		協和多目的交流施設整備事業	市	
		サン・スポーツランド協和野球場整備事業	市	
		協和スキー場整備事業	市	
		仙北テニスコート整備事業	市	
		大仙市仙北総合武道館建設事業	市	
		大台スキー場ロマンス（第1）リフト整備事業	市	
		大台スキー場パラダイス（第2）リフト整備事業	市	
		太田球場整備事業	市	
		太田体育館整備事業	市	
		大台スキー場（施設）整備事業	市	
		大台スキー場（車両）整備事業	市	
		太田体育館クラブハウス改築事業	市	
		八乙女球場第1柱高圧気中開閉器交換修繕事業	市	
	図書館	西仙北図書館撤収修繕事業	市	
		仙北図書館維持修繕事業	市	
	その他	健康文化活動拠点センター（ペアーレ大仙）維持事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4)過疎地域自立促進特別事業	小・中学生ウインタースポーツ推進事業  ①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進とともに、地域資源を活かした体力づくりによるふるさと教育を推進することで、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。 ③事業効果：本市の自然環境等地域資源を活かした体力づくりは、人口減少が進行する中、児童生徒の地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にも寄与するものであるため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
	(5)その他	学校生活支援事業【ソフト】	市	
		体験的学習時間支援事業【ソフト】	民間	補助金
		小・中学校芸術鑑賞事業【ソフト】	市	
		遠距離児童・生徒通学補助事業【ソフト】	民間	補助金
		外国語指導助手等招致事業【ソフト】	市	
		こころのプロジェクト「夢の教室」事業【ソフト】	市	
		児童生徒の課外活動推進事業 (放課後子ども教室事業)【ソフト】	市	
		家庭・地域教育推進事業【ソフト】	市	
		学校支援地域本部事業【ソフト】	市	
		学習情報提供事業(生涯学習情報紙)【ソフト】	市	
		学習機会の提供事業(地域別主催講座、活動普及)【ソフト】	市	
		地域活動推進事業【ソフト】	市	
		なかよしウォーキング事業(大曲)【ソフト】	市	
		市制施行記念駅伝競走大会事業【ソフト】	市	
		スポ少神岡選抜野球大会・スポ少神岡選抜新人野球大会事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		体育協会補助事業【ソフト】	団体	補助金
		スポーツ少年団補助事業【ソフト】	団体	補助金
		スポーツ少年団派遣費補助事業【ソフト】	団体	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ニュースポーツフェスティバル事業（大曲）【ソフト】	市	
		スキーフェスティバル事業（大曲）【ソフト】	市	
		体育協会・スポーツ少年団支部事業（大曲、中仙、太田）【ソフト】	市	
		全県500歳・550歳野球大会事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		トップスポーツ推進事業【ソフト】	民間	負担金
		スポーツ合宿等推進交流事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		チャレンジデー推進事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		秋田25市町村対抗駅伝大会事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		大仙市長杯争奪わか杉国体開催記念大会ハンドボール競技大会事業【ソフト】	団体	負担金
		大仙市長杯争奪わか杉国体開催記念大会なぎなた競技大会事業【ソフト】	団体	負担金
		スキースノーボード教室・スノーフェスティバル事業（協和）【ソフト】	市	
		秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会開催事業【ソフト】	団体	負担金
		奥羽太田ロードレース大会事業【ソフト】	市	
		大台大回転スキー大会事業【ソフト】	市	
		東北マスターズスキー大会事業【ソフト】	市	
		秋田県ゲートボール大会事業【ソフト】	市	
		冬季野球教室事業【ソフト】	市	
		太田地域社会体育事業【ソフト】	市	
		図書館情報システム更新事業【ソフト】	市	
		図書館図書充実事業【ソフト】	市	
		子ども読書活動推進事業【ソフト】	市	

## 第8章 地域文化の振興等

### (1) 地域文化の振興等の方針

各地域における多様な文化、先人から伝えられてきた郷土芸能・風俗など地域の伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録や啓発など、住民による文化活動の継続・維持を支援し、郷土意識の醸成を図る。

また、新たな文化を創造し充実させていくため、住民が主体的に取り組む芸術・文化活動のリーダーとなる人材や団体の育成、文化活動に積極的に参加できる仕組みや環境などの整備、施設及び芸術に接する機会の充実を図る。

払田柵跡をはじめとする、市内各地域に多く点在する史跡・文化財は、市の特色となる貴重な財産であり、その歴史的価値を認識し保護・保全と活用を図る。

名勝天然記念物については、その希少価値に応じてその指定・保護に努めるとともに、農村地域等が持つ民俗文化の掘り起こしを推進するほか、寄贈・収集された民俗資料についてもその保護に努めるだけでなく十分な活用を図る。

また、地域文化振興の拠点となる市民会館の改修を推進し施設の充実を図る。

### (2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

「払田柵跡」や「旧池田氏庭園」などの文化財は、それぞれ多角的な視野から継続的に調査し整備を進める。

各地域の民俗・歴史資料館等の施設を再編し、博物館、美術館、古文書館、住民による作品展示施設等の機能を併せ持った総合施設の建設を含め、文化財の歴史的価値を認識する機会を設ける。

また、住民との協働により、文化遺産を含めた全市的な市史等を後世に伝える資料の保存と編さんを行う。

## 1 現況と問題点

### (1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

経済の高度成長と科学の進歩や高速交通体系の発達等は、住民の生活に急激な変化と物質的な豊かさをもたらした反面、ゆとりのある暮らし、心の豊かさなど、精神面の重要性がなおざりにされる等の様々な問題が生じてきている。

このような中、芸術文化の振興は、潤いのあるまちづくりと住民の豊かな情操や生きがいづくりにとって不可欠な要素となっている。優れた文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができる環境の整備が求められている。

本市には、秋田県唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」を始めとして、国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」などに代表される数多くの歴史遺産がある。また、地域に根ざしたささらや番楽などの伝統文化も脈々と傳承されており、豊かな大地を基盤とした文化遺産が豊富である。

しかし、歴史遺産の所有者や管理者は高齢化し、保存管理が十分にできないものが増加傾向にあり、民俗資料、歴史資料として重要な公文書や地域史料などは散逸の恐

れがある。伝統文化として受け継がれてきた郷土芸能においても、少子化による後継者不足や継承者の高齢化によってその存続が危ぶまれるものも少なくない。

また、各地域に伝わる伝説や民話、伝統行事なども、伝承や継承が困難となっており、地域文化に根ざした地域コミュニティの形成と地域づくりが急務である。

これらの文化遺産は、住民の豊かな情操や生きがいがいづくりに不可欠な要素であり、今後の地域づくりの重要な拠り所であり、資源である。郷土の歴史や文化に対する正しい理解と敬愛心の育成は重要であり、保護措置を講じて後世への継承を図ることが肝要である。文化財の保存整備と活用を図るとともに、住民の文化財保護に対する意識啓発が必要である。

## 2 その対策

### (1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

ア 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、住民の幅広い要望に応えるため、4つの市民会館の自主事業公演を総合的に調整し、地域芸術芸能団体の発表の場を支援する。

イ 旧池田氏庭園や払田柵跡を始めとする市内各地に数多く点在する史跡や有形文化財・無形文化財は、市の特色となる貴重な財産であり、地域づくりの資源でもある。これらの歴史的価値を評価し、保存整備活用を推進することにより、住民に親しみやすい環境を構成しつつ、保護意識の高揚を図る。文化遺産の活用や文化価値の具現化のために、博物館や資料館・美術館等の施設建設や設置を推進する。

ウ 各地域に土着した郷土芸能や風俗・伝統行事など、地域における多様な伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、記録保存や用具更新など、住民による文化継承活動の継続や維持を支援し、郷土意識の高揚と活動推進を図る。

エ 名勝天然記念物については、その希少価値に応じて指定等の保護措置を講じて、市固有の文化財継承に努める。文化的景観についても同様の措置を講じて保全に努める。

オ 本市は秋田県屈指の穀倉地帯であり、農村地域が持つ民俗文化の収集・保存に努め、これらの資料の十分な活用を図る。

カ 本市は国内外で活躍している先人を数多く輩出しており、これらの業績を顕彰するとともに、関連資料を収集・研究することにより、次世代を担う子供たちに地域の先人を通して郷土愛の育成を推進する。

キ 歴史資料として重要な公文書や地域史料を保存し、一般の利用に供するため、公文書館を設置する。

### 3 計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等	地域文化振興施設				
		地域文化振興施設	地域文化振興施設維持補修事業（南外民族資料交流館）	市		
			文化財保護施設整備事業（旧峰吉川小学校）	市		
			公文書館設置事業	市		
			花火伝統文化継承資料館等整備事業	市		
		その他		払田柵跡土地買上事業	市	
				払田柵跡環境整備事業	市	
				旧池田氏庭園環境整備事業	市	
				史跡名勝等駐車場及び便益施設整備事業	市	
				民俗資料体験型活用施設整備事業	市	
			ふるさと歴史の広場整備事業	市		
			川のまち歴史交流館整備事業	市		
	(2)過疎地域自立促進特別事業					
	(3)その他			花火伝統文化継承事業【ソフト】	市	
				大仙市芸術祭開催事業【ソフト】	市	
			出前民謡めぐり事業【ソフト】	市		
			芸術文化振興事業【ソフト】	市		
			市民会館自主事業【ソフト】	市		
			鈴木空如資料調査研究事業【ソフト】	市		
			古文書調査研究事業【ソフト】	市		

## 第9章 集 落 の 整 備

### (1) 集落整備の方針

これまでは、日常生活における買い物や通院などは旧市町村地域内で済ませることができ、地域生活を支えた商店や診療所などと地域住民のつながりが深かったが、車社会や少子高齢化の進展などにより、大曲地域や秋田市、横手市の大型小売店等での買い物や病院での受診が増加している。

また、集落における人口減少や少子高齢化の進行、核家族化等により、地域や集落とのつながりの希薄化や地域活動の沈滞化、担い手の固定化など、地域コミュニティへ積極的に参加しようとする住民意識が薄れてきており、これまで培われてきた互助制度や冠婚葬祭、伝統行事など、生活共同体としての機能を将来にわたって維持していくことが課題となっている。さらに、地域によっては身近な商店がなくなるなど、高齢者の健康や生活の維持、除排雪、移動手段の確保などといった地域や集落だけでは解決できない課題も多くある。

こうした中で、本市では、地域の特性や資源を活かした連携と協働による一体的な都市づくり、地域づくりを進めるため、各地域の個性を大切にしながら一つの都市としてまとまりがあり、相互に連携できるような都市の形成を目指している。

さらに、都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を本市の中心市街地と位置づけ、また、各地域の支所周辺や駅周辺等については、地域拠点とし、それぞれ機能の維持、強化に努めるほか、公民館や小学校等の身近な生活を支える機能が集積している地区を生活拠点として位置づけ、地区の特性に応じた基盤整備等を進め、拠点と軸（連携・交流軸）によるネットワークの形成を図る。

これにより、小規模・高齢化集落等への対応として、集落活性化のための「活性化対策」と集落機能維持のための「生活対策」という2つの観点から、近隣集落との連携や高齢者の見守り体制の確立など、地域・集落の特性に応じた自治会活動等に対する支援と地域コミュニティの再構築を図る。

また、今後も人口減少や少子高齢化が進行する中で、住む人々が誇りを持ち生き生きと暮らせる「小さな拠点」の形成に努める。

### 1 現況と問題点

地域における最も基礎的な住民自治組織である集落及び自治会は、大小合わせて525で構成されているが、近年の少子高齢化や転出増加等による人口減少などから、これまで担ってきたコミュニティ機能の低下が危惧されている。

集落は、古来より「結（ゆい）」に代表されるような互助制度、冠婚葬祭、生活道路管理といった社会的共同活動等によりコミュニティの形成・醸成が図られ、現在の自治体の基礎単位となっているものである。

しかし、全国的な人口減少・少子高齢化の進展により、集落における昔からの伝統行事や祭り、清掃活動の実施などのコミュニティとしての機能が急速に失われつつある。

市町村合併により、市街地とその周辺地域及び中山間地域では、自治会及び集落の持



つ意義が違ってきている。中山間地域では、鉄道・路線バスの通っていない集落も数多くあり、車社会の進展と道路網整備によって対応しているのが現状である。

また、山間地域においては、農林業が主であり、就業者の高齢化や後継者不足、さらには生産調整等により耕地の荒廃が進んでいる。

## 2 その対策

ア 小規模・高齢化集落等に対するコミュニティ対策として、集落支援及び地域おこし協力隊を導入し、住民との会話や交流の中からその集落における地域資源の発見や伝統文化の復活など、集落の活性化につながる対策を行う。

集落の話し合い等によって企画された集落コミュニティの維持・活性化に向けた対策事業を地域住民、行政及び関係機関等が連携して実施する。

イ 集落の現状把握や地域住民の話し合いのきっかけづくりとして、集落座談会を随時開催する。

ウ 集落及び自治会の組織化と住民主体の地域づくり活動を支援し、地域の活性化を図るほか、「協働のまちづくり」の人材育成を推進する。また、集落等の住民が一堂に会する場の整備に係る地域住民の負担軽減を図り、地域内の生活基盤整備を促進する。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	がんばる集落応援事業	市	
		自治会育成支援事業	自治会等	補助金
		小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業	市	
		地域提案型自治会等雪対策モデル事業	自治会等	交付金
	(3) その他	町内集落会館建設費等補助事業	自治会	補助金
		町内集落会館整備貸付事業	市	

## 第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) その他地域の自立促進に関し必要な方針

本市は、旧市町村ごとに地方自治法による地域自治区を設置している。また、地域自治区には、地域住民の意見を行政に反映させ、住民と行政の連携を強化するため地域協議会を設置しているほか、地域振興事業の創設などにより、住民自らが地域づくりに参画できる地方分権社会に対応した住民との協働によるまちづくりを進めている。

このことから、地域協議会の活性化と地域の特色・独自性を活かしつつ地域課題に対応する地域振興事業の推進に努め、住民ができること、行政ができること、そして住民と行政がともに活動することにより、「安心して暮らせる地域、誇りを持てる地域」を創造し、住民が安心して暮らせる郷土を未来（あす）に残していく。

### 1 現況と問題点

本市は平成17年3月22日に地方分権の確かな受け皿となることを目指し、財政の基盤強化や生活の実態に即した行政運営を図るための手段として市町村合併を選び、8市町村が合併して誕生してから10年が経過した。この間、新市の基礎固めと旧市町村の速やかな一体化、住民の一体感の醸成を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に努めてきたところである。

しかし、本市では人口の減少や少子高齢化が急速に進み、これまで行ってきた住民自治のあり方を見直す必要がでてきている。一方、地方分権社会に対応した住民との協働によるまちづくりが求められている。

このため、個々の集落・自治会等の活性化や地域内の連携による取り組みの促進、住民が主体となったNPO・ボランティアや地域活動の拡大等により、住民と行政それぞれの役割分担による地域づくりが必要である。

また、住民一人ひとりがその個性を活かしながら、協働のもとで活力のあるまちづくりを行うための基盤となるのは、男女共同参画社会の実現であり、正しい知識の習得や意識の向上である。男女共同参画プランや男女共同参画推進条例などに基づき、「ともに輝く男女共同参画のまちだいでせん」に向けた啓発活動を行ってきたが、今後は男女共同参画の視点を活かしながら、家庭・地域・職場それぞれの場における課題を解決していくという実践活動を通じた取り組みが求められる。

### 2 その対策

ア 地域の一人ひとりが将来あるべき地域の連帯、維持発展に関心を持ち、自立と協働のまちづくりを促進させるため、基礎的組織である自治会に対する支援、地域協議会や地区コミュニティ会議等に対する地域活動支援、地域づくり団体等に対する住民の自主的な活動支援を行い、地域社会の活性化を図る。

イ 住民一人ひとりの自主的活動を促すため、正しい知識の習得や意識の向上を目指した取り組みとNPO・ボランティア団体の支援を行っていく。

また、啓発活動により習得した知識や高まっている意識を家庭・地域・職場それぞれの場における課題の解決に活かしながら、男女共同参画社会のあり方を実感する契機とするため、参加型の講座や研修会を行っていく。

### 3 計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	人材育成事業【ソフト】	市	
		市民活動交流拠点施設運営管理事業【ソフト】	市	
		むすびサポート事業【ソフト】	市	
		男女共同参画推進事業（基盤整備）【ソフト】	市	
		男女共同参画推進事業（豊かに働ける社会の形成）【ソフト】	市	
		DV防止の啓発と被害者の支援事業【ソフト】	市	
		NPO等支援事業【ソフト】	市	
		地域協議会関連事業【ソフト】	市	
		地域振興事業 ①事業の必要性：地域が抱えているそれぞれの課題に対して自主的かつ主体的な解決に向け、住民と行政との協働のまちづくりを推進し、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②事業内容：地域ボランティアの育成、地域住民との協働の事業、地域団体が事業主体となる事業等について、地域団体と行政との協働実施や、事業主体となる地域団体への助成を行う。 ③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市 自治会の 連合体等	補助金
		地域の魅力再発見事業 ①事業の必要性：大仙市が誕生して10年が経過する中、地域の歴史・産業・文化等を活かした地域振興策が求められている。 ②事業内容：市民が自ら地域の自然、文化、伝統などの魅力を再認識し、それを核とした「地域の魅力再発見事業」を8地域で市と地域住民が協働で実施する。 ③事業効果：地域住民が地域の魅力を再認識し、地域文化の継承等を通して地域の活性化と市への移住・定住人口の増加が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	雇用奨励助成金  ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：市内に工場等を新設、増設又は空き工場の利用に伴う新規常用雇用を行った市内事業所に対し助成を行う。 ③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	民間	補助金
		雇用促進助成金  ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：新規常用雇用を行った市内事業所に対し助成を行う。 ③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	民間	補助金
		新規就農者研修施設運営事業  ①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。 ②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。 ③事業効果：就農に必要な技術・知識等を修得することにより、農業後継者の育成が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
		プレミアム付き共通チケット発行事業  ①事業の必要性：地元消費の拡大と地域の活性化を図るため、消費者ニーズに対応した創意あふれる商業活動の促進が必要である。 ②事業内容：市内商工団体が行うプレミアム付き共通チケット（商品券等）の発行に対して、プレミアム分及び事務費の一部を市が補助する。 ③事業効果：市内事業者等の販売が拡大されることで、市経済の発展と商業振興が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	商工団体	補助金
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	地域交通対策事業  ①事業の必要性：生活バス路線廃止地域や公共交通空白地域等における高齢者等の日常的な移動手段の構築、確保が必要である。 ②事業内容：過疎地有償運送、市町村有償運送の他、市が実施する交通システムの実施及び実施主体となる N P O 等団体への支援を行うほか、運転免許証を返納した高齢者等を対象に市が実施する交通システムの利用に対する優遇措置を講ずる。 ③事業効果：地域で支えあう長寿社会に対応した最低限の生活環境基準の保障 + α の交通システムを確立することで、住民生活の安全と安心が確保され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市 N P O 等 民間	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民の日常生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保される。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>道路長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路を、住民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、法面・大型カルバート・標識及び照明施設等の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</p> <p>③事業効果：法面及び土木構造物並びに標識や照明等付属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られる。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
3 生活環境の 整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>空き家等の適正管理事業</p> <p>①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するための適正な管理が必要である。</p> <p>②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費について所有者に対し助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。</p> <p>③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	危険空き家 等所有者  市	補助金
		<p>災害に強いまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災に対する意識の高揚、地域としての防災能力の向上を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。</p> <p>③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	自主防災組 織  市	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>防災ハザードマップ更新事業</p> <p>①事業の必要性：洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配付することにより、災害の発生を前提に住民の自主的な避難を促すことで人的被害を軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：国土交通省で現在見直しを行っている浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配付する。</p> <p>③事業効果：地域での災害の発生を前提に住民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域地域防災力の向上が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>防災ラジオ普及事業</p> <p>①事業の必要性：現在、大仙市では迅速な緊急情報の周知のため登録制メールによって防災情報を伝達しているが、目が不自由な方のための音声による伝達やメールシステムがダウンした場合に備えた情報伝達体制の多重化が必要である。</p> <p>②事業内容：地域のコミュニティFM局から起動信号とともに発信することにより、電源がOFFの状態でも自動で起動し、他局の放送を聞いていても割り込んで放送を受信する防災ラジオを貸与及び販売することにより普及を図る。</p> <p>③事業効果：地域住民が災害情報を迅速に入手することにより、自主的な避難行動と、地域住民が相互に声を掛け合って集団で避難することが可能となり、過疎地域における地域防災力の向上が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>下水道施設長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全の等の役割を担う下水道施設は今後急速に老朽化することが確実であり、良質な下水道サービスを持続的に提供するために計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。</p> <p>③事業効果：持続的な下水道事業運営の確保と、地域の快適で環境にやさしい生活環境の創出ができる。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>公共施設等解体撤去事業</p> <p>①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、生活環境の危険防止と景観保全のための解体撤去を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。</p> <p>③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	<p>高齢者生活支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、人口が減少する中で、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。</p> <p>②事業内容：高齢者やその家族に対し、介護予防、生活支援及び家族介護支援のため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。</li> <li>・介護予防デイサービス／要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。</li> <li>・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。</li> <li>・緊急通報体制等整備／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。</li> </ul> <p>③事業効果：高齢者の自立した生活の継続と生活の質の確保を図るための総合的な支援を行うことで、高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>乳幼児保育推進事業</p> <p>①事業の必要性：多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：乳幼児が年度途中に保育所に入所することが困難な状況にあることから、途中入所に備えた保育士を確保するための経費を助成する。</p> <p>③事業効果：入所をいつでも受け入れできる体制を整えることで、保育待機児童の発生が防止され、子育て世帯の生活安定につながることから、安心して子育てができる環境の整備が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	法人	補助金
		<p>高齢者等除雪サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：高齢者のみの世帯等に対し、道路除雪車により家屋前におかれた雪塊等の除排雪を実施するほか、当該世帯の巡回調査を行い、必要に応じて家屋の除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。また、独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口・通路・住宅周りの雪下ろしにかかる経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果：高齢者等の自立した生活の継続を図るための支援を行うことで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>買い物空白域解消対策事業</p> <p>①事業の必要性：近隣の商店の撤退や高齢化等の進展から、日常の買い物に不便を感じる「買い物弱者」と言われる方が増えていることから、継続的な買い物機会の提供を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：生鮮食料品や生活必需品の販売を、移動販売車により営業を行っている事業者車両運行を委託し実施する。</p> <p>③事業効果：高齢化・縮小する市場においても地域コミュニティにおける買い物機能の確保・維持が図られるほか、高齢者の日常の見守り等の機能も併せ持つものであり、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>特定不妊治療・不育症治療費補助金</p> <p>①事業の必要性：地域住民が住み慣れた家庭や地域の中で、いつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費の助成を行う。</p> <p>③事業効果：直接出産に結びつくため少子化対策としての効果が大きいことから、安心して子を産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市民	補助金
		<p>大腸がん検診研究事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少、少子高齢化が進む過疎地域であり、かつ、大腸がん死亡率の高い本市にあっては、地域住民が住み慣れた家庭や地域の中で、いつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備が必要である。</p> <p>②事業内容：便潜血検査に加え内視鏡検査による有効性評価を行う研究事業（国立がん研究センター、昭和大学）に参画する。</p> <p>③事業効果：大腸がんの早期発見・治療と死亡率の低下を目指す研究事業により、働き盛り世代等過疎地域振興の担い手減少の歯止め大きく寄与するものであり、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
7 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>小・中学生ウインタースポーツ推進事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進とともに、地域資源を活かした体力づくりによるふるさと教育を推進することで、集落の維持及び活性化を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。</p> <p>③事業効果：本市の自然環境等地域資源を活かした体力づくりは、人口減少が進行する中、児童生徒の地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にも寄与するものであるため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>がんばる集落応援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化等が進み、コミュニティ機能が低下しつつある集落・町内等の維持・活性化や振興、課題の解決を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：市内自治会に交付している既存の自治会育成支援とは別に、自治組織等が提案・実施する維持・活性化事業や課題解決に向けた取り組みに対し支援する。</p> <p>③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>自治会育成支援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化等が進み、コミュニティ機能が低下しつつある集落・町内等の維持・活性化や振興、課題の解決を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：市内の自治会等の自治活動及び地域づくり活動を支援する。</p> <p>③事業効果：自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで住民が誇りを持ち活き活きと暮らせる地域の創造が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	自治会等	補助金
		<p>小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業</p> <p>①事業の必要性：小規模・高齢化が進む集落等の生活共同体としての機能を将来にわたって維持していく必要がある。</p> <p>②事業内容：小規模・高齢化集落等に対するコミュニティ対策として集落点検や話し合い等を通じて地域が望む集落活性化対策を実施するため、集落支援員及び地域おこし協力隊を導入する。</p> <p>③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>地域提案型自治会等雪対策モデル事業</p> <p>①事業の必要性：冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組むことが必要である。</p> <p>②事業内容：地域内の高齢者等世帯の除雪、雪下ろしや道路除雪に取り組む自治会等を支援する。</p> <p>③事業効果：住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりが図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	自治会等	交付金
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>地域振興事業</p> <p>①事業の必要性：地域が抱えているそれぞれの課題に対して自主的かつ主体的な解決に向け、住民と行政との協働のまちづくりを推進し、集落の維持及び活性化を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：地域ボランティアの育成、地域住民との協働の事業、地域団体が事業主体となる事業等について、地域団体と行政との協働実施や、事業主体となる地域団体への助成を行う。</p> <p>③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市 自治会の 連合体等	補助金
		<p>地域の魅力再発見事業</p> <p>①事業の必要性：大仙市が誕生して10年が経過する中、地域の歴史・産業・文化等を活かした地域振興策が求められている。</p> <p>②事業内容：市民が自ら地域の自然、文化、伝統などの魅力を再認識し、それを核とした「地域の魅力再発見事業」を8地域で市と地域住民が協働で実施する。</p> <p>③事業効果：地域住民が地域の魅力を再認識し、地域文化の継承等を通して地域の活性化と市への移住・定住人口の増加が図られ、このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	